

焼津市
歴史民俗
資料館
年報

平成 30 年度

33

平成 30 年度『年報 33』

目 次

【1】施設の概要	1
1 歴史民俗資料館	
2 大井川民俗資料保管庫	
【2】展示事業	2
1 常設展示室	
2 展覧会の開催	
【3】教育・普及事業	7
1 講演会、体験学習等の開催	
2 広報活動	
3 博物館実習生の受け入れ	
【4】文化財保護事業	15
1 埋蔵文化財の保護	
2 文化財の保護・顕彰事業	
3 指定文化財一覧	
【5】利用者統計資料	25
1 平成 30 年度利用状況	
2 履歴	
【6】資料館の資料の動向	30
1 資料の貸出し	
2 資料の提供	
3 資料の閲覧	
4 常設展示室の借用資料	
5 企画展の借用資料	
6 受贈資料	
7 受寄資料	
【7】管理運営	33
1 機構と職員	
2 平成 30 年度決算	
3 施設・資料管理	
資 料	35
条例・規則等	

※ 掲載された皆様の敬称の一部は省略させていただきました。

※ 「受贈図書」は別冊としてとりまとめています。

1 施設の概要

1 歴史民俗資料館

先人が築き、伝え残してきた行事、歴史民俗資料、まちなみ等の貴重な文化遺産の保存・継承に努め、それらを活用した学習機会を提供している。

博物館法施行規則第 19 条による博物館相当施設（平成 2 年 3 月 27 日付指定番号 20 号）である。

（1）施設概要

焼津市文化センターに設置されている。同センターは、焼津文化会館・歴史民俗資料館・焼津小泉八雲記念館・焼津図書館を有機的に一体化した複合施設で、学習・芸術・文化活動の総合的な拠点施設である。

所在地 〒425-0071

静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地

電話番号 054-629-6847

FAX 番号 054-629-6848

E-mail rekimin@city.yaizu.lg.jp

URL <http://www.city.yaizu.lg.jp/rekimin/index.html>

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

休館日 月曜日（祝休日の場合は翌平日）
年未年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
臨時休館（燻蒸期間・展示替期間）

入館料 無料

延床面積 964.3 m²（1 階 496.8 m²、2 階 467.5 m²）

内訳 1 階 事務・研究室 154.0 m²、
収蔵庫 162.8 m²、荷解室 28.8 m²、
廊下・倉庫等 151.2 m²
2 階 常設展示室 341.9 m²、
展示ロビー 94.2 m²、廊下等 31.4 m²

<平面図>



以下、焼津市文化センターとして

敷地面積 30,806 m² 建築面積 7,966 m²

延床面積 11,689 m²

内訳 焼津文化会館 8,806.2 m²
歴史民俗資料館 964.3 m²
焼津小泉八雲記念館 496.0 m²
焼津図書館 1,422.4 m²

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造り、一部鉄筋
コンクリート造り及び鉄骨造り

駐車場 500 台

（2）沿革

昭和 56 年 6 月 文化センター検討委員会設置
昭和 57 年 1 月 文化センター基本構想答申
3 月 文化センター建設委員会設置
昭和 57 年 12 月 文化センター基本設計完了
昭和 58 年 3 月 文化センター実施設計図完成
10 月 文化センター建設起工
昭和 60 年 3 月 文化センター竣工
6 月 28 日 歴史民俗資料館開館

資料館常設展示室入館者累計 (概ね 5 万人ごとの達成時期)		資料館事業総利用者累計 (概ね 10 万人ごとの達成年度)	
昭和 61 年 9 月	5 万人	昭和 62 年度	104,728 人
昭和 63 年 10 月	10 万人	平成 3 年度	203,990 人
平成 3 年 5 月	15 万人	平成 7 年度	324,898 人
平成 6 年 3 月	20 万人	平成 11 年度	415,839 人
平成 8 年 11 月	25 万人	平成 16 年度	507,718 人
平成 12 年 5 月	30 万人	平成 21 年度	606,335 人
平成 15 年 3 月	35 万人	平成 26 年度	702,669 人
平成 20 年 9 月	40 万人	常設展示室入館者に、企画展・特別展の入場者、体験学習、講演会等の参加者を加えた人数。	
平成 24 年 4 月	45 万人		
平成 27 年 10 月	50 万人		

2 大井川民俗資料保管庫

昭和 62 年 3 月に旧大井川町の郷土資料保管庫として完成した。焼津市との合併後は、大井川民俗資料保管庫として主に大井川地区で収集された農具や民具などの民俗資料を保管し、1 年に 1 度特別公開するほか、見学申込みに随時対応している。

所在地 〒421-0205 焼津市宗高 909 番地の 1

延床面積 243.0 m²

構造 地上 1 階、軽量鉄骨造

2 展示事業

1 常設展示室

歴史民俗資料館の常設展示室には、市内の遺跡から発見された土器や木製品などを展示する時代別コーナー、昔の生活道具を集めた民具コーナー、焼津の基幹産業である漁業の資料をまとめた漁業コーナー、そして第五福竜丸の被災を伝える第五福竜丸コーナーを設けている。昭和60年の開館から平成30年度までの常設展示室来館者は54万9千人を超え、多くの皆様にご来館いただいている。

平成23年2月、第五福竜丸を含む船体模型などの漁業資料が新たに加わり、常設展示室内を大幅に改装した。資料が充実した漁業コーナーは入口からも全体が見えるように拡張し、全長約6mの第五福竜丸船体模型を中央に配置している。

縄文時代から弥生、古墳時代を経て中世へと続く時代別コーナーでは資料を集約するなどして、時代を追って見学できるように配列している。古墳時代の遺跡として全国的に有名な宮之腰遺跡の復元住居は、展示室入口の正面からも見やすいように設置している。

その他、展示室外のギャラリーには伝統的建造物群保存地区である「花沢の里」を紹介するコーナーを設けている。

縄文時代（紀元前15世紀～紀元前3世紀）

縄文時代の人々は、山ではウサギやイノシシを捕まえ、ドングリやキノコなどを採集し、海や川、湖沼では魚類や貝類を獲り、自然の恵みと厳しさの中で生活していた。高草山麓の花沢の別所ノ段遺跡では黒曜石の矢じり、海岸部の弁天遺跡からは石剣が見つかっており、山の幸・海の幸に恵まれた人々の生活がしのばれる。

弥生時代（紀元前3世紀～紀元後3世紀）

弥生時代、日本列島では本格的に稲作が始められた。人々は水田を造営するのに適した沖積平野を次々に開拓していき、私たちが住む大井川平野も2,000年前頃から開拓が始まった。その頃の大井川平野は、森林と湖沼が点在し、その間を縫うように小河川が網の目のように流れていた。策（むち）牛（うし）地区から藤枝市岡部町の三輪にかけて広がる清水遺跡からは、稲作に使ったと考えられる鍬や鋤などの農耕具、堅杵などの農具、その他手斧の柄など

の工具、容器や杓子などの日用品、機織具、高床建物の柱や梯子などが数多く出土している。



遺跡地図と縄文・弥生時代コーナー

古墳時代（4世紀～7世紀）

古墳時代では、西小川の小深田西遺跡（堅小路公園の西側）で4世紀の方形の墓が見つかり、水晶や翡翠の勾玉や銅鏡が出土している。また、高草山には主に6世紀から7世紀にかけて多くの古墳が造られており、笛吹段古墳群（坂本）や兎沢古墳群（花沢）には横穴式石室が現在も残っている。

この時代は平野の中央に多くの人が住み始め、4世紀の小深田遺跡（熊野神社周辺）、5世紀前半の大覚寺遺跡（八坂神社南側）、5世紀後半の宮之腰遺跡（焼津神社周辺）などのように、規模の大きい拠点的なムラが出現し栄えた。



古墳時代コーナー

奈良・平安時代（8世紀～12世紀）

法体系や中央と地方の行政組織が整備され、天皇中心の中央集権統治が行われた時代である。中央と地方を結ぶ官道が造られ、官道の要所には駅を置き馬が常備され、休憩・宿泊施設が整備された。大井川平野には小川駅が置かれ、その場所は現在の西小川地区にある道場田・小川城遺跡付近である。遺跡からは、平安時代の銅印や陶器類が見つまっている。また、大覚寺遺跡でも建物跡や陶器類を確認している。

鎌倉・室町時代（12世紀～16世紀）

鎌倉時代以降、日本の政治の実権は武家が掌握する。小川城遺跡には鎌倉時代、「七郎丸」と名乗る有力な在地御家人がいたようで、七郎丸と書かれた小皿などの陶器類が出土している。

やがて室町時代後半になると、小川長谷川氏が、周囲に堀を巡らした大きな館をこの地に構えた。鉄釉の皿・天目茶碗や灰釉の皿・碗などの国産の陶器類、青磁・白磁・染付などの輸入陶磁器、漆碗、曲物、将棋の駒、中国銭、呪符木筒、舟形木製品、下駄など豊富な遺物が出土している。

民具コーナー

市民の皆様から寄贈された資料を中心に、日用品、家具・調度品などを展示している。平成31年2月に開始された「企画展：なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具」に合わせ、昭和時代の暮らしを再現した内容にリニューアルした。



民具コーナー

漁業コーナー

かつて焼津の港で見ることができた天当船や八丁櫓などの代表的な漁船の模型や、昔の漁の道具などを展示している。

焼津の漁船は、明治時代の末期に初めて動力化された。それ以前は、天当船や八丁櫓などの無動力船で漁労活動を行っていたが、発動機の導入後はその性能が向上し、遠方へ出漁できるようになると伊豆諸島南部や小笠原諸島へ出漁した。

天当船は6～7丁の櫓と帆走で駿河湾から遠州沖や伊豆沖まで出漁した和船で、カツオ一本釣りや延縄漁、底引網漁などのあらゆる漁法に適した明治時代初期の万能型の漁船であった。

八丁櫓船は、夏のカツオ漁で活躍した焼津特有の黒みよしの和船で、名前が表すとおり8丁の櫓を備え、約30人の漁師が乗り込んで伊豆七島へ出漁した。当時のカツオ漁船の花形で、漁夫の憧れの的であ

ったという。漁船が動力化される明治時代末期まで活躍した。



漁業コーナー

第五福竜丸事件

1954（昭和29）年3月1日の早朝、焼津のマグロ漁船第五福竜丸は、ビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇した。長時間にわたり降り続いた放射能を帯びた灰により、乗組員は次々に発病し、第五福竜丸は全速で母港の焼津港に向かった。

帰港した乗組員は、全員急性放射能症と診断され、入院して治療することとなった。全国各地では、放射能汚染を受けた魚が水揚げされ、廃棄され、魚が売れなくなり、漁業界は大打撃を受けた。

また、放射能に汚染された雨が国内にも降り、国民は不安におびえた。同年9月23日、第五福竜丸の無線長だった久保山愛吉氏が、医師団の懸命の努力と家族や市民の願いもむなしく、不帰の人となった。他の乗組員が退院したのは、翌1955（昭和30）年5月20日のことであった。



2 展覧会の開催

協力者等の敬称は省略させていただきました。

(1) 歴史民俗資料館

① 企画展 焼津市指定文化財展 寺社の宝物と祭り

開催期間 2月2日(金)～5月27日(日)

開催日数 99日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

協力 猪之谷神社、海蔵寺、光心寺、獅子木遣り保存会、下江留自治会、成道寺、勢岩寺、長徳寺、盤石寺、藤守の田遊び保存会、普門寺、利右衛門自治会

観覧者数 4,327人(4月以降は1,909人)

内容 焼津市内には有形・無形あわせて64件の指定文化財がある。本展示では、その中から寺社に関する指定文化財を中心に紹介し、普段は見ることのできない寺社の宝物を一般公開し、多くの方に鑑賞していただくことを目的とした。来館者からは、「身近な寺社の歴史を知ることができた」「宝物をまとめて見られてよかった」など好評の声を多数いただいた。

出品点数 16点

出品目録 成道寺の百萬塔(成道寺蔵)、「一遍上人縁起絵」断簡(海蔵寺蔵)、焼津神社獅子木遣り衣装・錫杖(獅子木遣り保存会蔵)、掛川城主山内一豊の判物(盤石寺蔵)、鱧口(利右衛門自治会蔵)、猪之谷神社の六鈴鏡、光心寺の麒麟の笙、箏、龍笛、勢岩寺の弘法大師像(以上5点当館寄託)、藤守の田遊び次第、シヨッコ、万燈花のシヨッコ、飯淵不動尊御札、英雲上人免許状(以上5点当館蔵)



② 企画展 明治焼津の幕開け —激動の時代を生きた人々—

開催期間 6月1日(金)～9月30日(日)

開催日数 105日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 5,120人

内容 平成30年が明治改元150年目にあたることから、幕末維新期の焼津にスポットをあてた展示を企画した。本展示は、内閣官房「明治150年」関連施策イベントのひとつである。

展示は、①焼津の人が見た幕末・維新の時代 ②幕末・維新に活躍した焼津ゆかりの人物の2つのコーナーで構成した。①では当時の人の日記や書簡などを通して、幕府や政府といった公の記録にはない、庶民が目撃した幕末維新を紹介した。②では益頭駿次郎、村松文三、鈴木楯雄、伊佐新次郎、古谷道生、池谷政一郎など、幕末維新期に活躍した焼津ゆかりの人物を紹介した。観覧者からは「焼津に明治初期の資料が現存していたことに興味を持った」「郷土の偉人で知られていない人がたくさんいることがわかった」など、好評の声が寄せられた。



出品点数 29点

出品目録 「異船聞書」、「飯塚兵左衛門一代記」巻四、村松文三自筆書簡(以上3点個人蔵)、七社神社奉納宮函、七社神社奉納垂錦(以上2点七社神社蔵)、「朝政御復古勤王謾筆」(焼津神社蔵)、『万延元年遣米使節史料集成』第二巻(原本は6/1～6/30 展示、静岡県立中央図書館蔵)、村松文三作/村松春水書七言絶句「男兒立志出郷関…」(焼津東小学校蔵/当館寄託)、『遣外使節日記纂輯』第三(焼津図書館蔵)、「大崩八景」(焼津市蔵)、「万日記日嘉恵帳」(桜井孫兵衛日記)、「口達(異国船渡来の

際の人数差出について)」、「第二次長州征伐についての記録」、「戊辰戦争の様子を伝える書状」、「詔書写(太陽暦の導入について)」、「西南戦争の様子を伝える書状」、下小杉村高札、『幕末明治大正 回顧八十年史』第一輯・第三輯、益頭峻南画「梅と鶏」、伊佐新次郎書「正気の歌」(部分)、算盤(古谷数学道場門弟名記載)、「見題免許状」、「別伝免許状」、「懐中日記」4点(以上18点当館蔵)

③ 焼津市・大井川町合併10周年記念企画展 大井川地区の文化遺産 ー大井川最下流域に生まれた歴史と文化ー

開催期間 10月5日(金)～1月27日(日)

開催日数 94日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

協力 盤石寺、藤守の田遊び保存会、大井八幡宮、吉永八幡宮、利右衛門自治会、成道寺、鈴木功治、池谷忠夫、横山克美、横山汎

観覧者数 3,709人



内容 平成30年11月1日に焼津市と大井川町が合併して10年となり、また、国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」の伝承館の完成など大井川地区の文化財への関心が高まっているなか、本展示では、旧大井川町の文化財を紹介し、多くの方に大井川地区の文化を知っていただくことを目的とした。来館者からは、「地元のことが知らないことばかりで勉強になった」「地名や名前の由来を理解できた」など好評の声を多数いただいた。

出品点数 63点

出品目録 舟形屋敷絵図(盤石寺蔵)、法月三郎兵衛の笈、往来手形之事(以上2点成道寺蔵)、鬼面、男面、鬼神面、天狗面2点、猿面、振取面、獅子面(以上8点大井八幡宮蔵)、間田楽衣装一式(藤守

の田遊び保存会蔵)、吉永八幡宮大名行列絵図4点、挟箱、大鳥毛(以上6点吉永八幡宮蔵)、今川義元判物(利右衛門自治会蔵)、大井川絵図、徳川家康肖像画、茶壺・茶釜、水指、葵紋付き重箱、葵紋付き茶碗、横山九郎右衛門の笈、旅日記、納経帳、六十六部縁起之事、編笠、椀4点(以上15点個人蔵)、大井川町郷土カルタ、大正15年藤守の田遊び次第、万燈花のショッコ、上新田だるま2点、上新田だるま製作工程見本8点、宗高凧2点、駿遠線切符4点、駿遠線閉鎖記念切符2点、乗車券拝見プレート、改札ロプレート、食事中プレート、鉄道出札ロプレート、行き先表示板(大井川⇄新藤枝)、つり革3点(以上29点当館蔵)

④ 企画展 なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具

開催期間 2月1日(金)～5月19日(日)

開催日数 95日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 7,569人(3月末までは4,385人)

内容 「ちょっと昔の昭和の暮らし」をテーマに、戦後から昭和50年頃にかけて一般の家庭で使われていた道具や家電のほか、当時のまちの風景写真を展示した。また、本展示に合わせて民具コーナーに昭和30年代のお茶の間を再現したコーナーを新設したほか、ダイヤル式の黒電話に実際に触れる体験コーナーや受付前に写真撮影コーナーを設けるなど気軽に来場してもらえるような工夫をした。

開催期間中、様々な世代の方にご来場いただき、「昭和の暮らしが良くわかるいい展示」「昔の暮らしや道具を見るだけでなく体験できて良かった」「お年寄りとお話に花が咲いた」など、好評の声が寄せられた。



出品点数 84点 *お茶の間再現コーナー、体験コーナーを除く

出品目録 *記載のない資料は当館蔵

【電気やガスが無かった頃の道具】氷冷蔵庫、真空管式ラジオ、卓上電話機、羽釜、炭火アイロン、洗濯板、金だらい(大井川西小学校蔵)、石油ランプ

【生活を便利で豊かにした家電】白黒テレビ、カラーテレビ(オノダ電気蔵)、ローラーつき電気洗濯機、電気掃除機(オノダ電気蔵)、電気冷蔵庫(オノダ電気蔵)、電気自動炊飯器、ガス自動炊飯器、魚焼きグリル、電気ポット、魔法瓶(個人蔵)、トースター、電気アイロン、電気式カーラー、電子レンジ、テープレコーダ(個人蔵)、フィルムカメラ2点、家庭用8ミリフィルムカメラ、ポータブルレコードプレーヤー、レコード3点(個人蔵)、ヘッドホンステレオ、初期の家庭用パソコン(個人蔵)

【子どものくらしと遊び】大井川中学校で使われていた机、中学生用カバン、中学校の教科書(昭和30年代前半)3点、ランドセル(黒・赤)、小学生用帽子、ハーモニカ、小学校の教科書(昭和20年代後半~30年代前半)3点、石板、石墨、木製の筆箱、水筒、アルマイト製弁当箱2点、バリカン2点、置き薬(個人蔵)、氷のう釣、氷のう、吸入器、おもちゃの映写機、昔の遊び道具(ウルトラマン人形、ウルトラマンセブン人形、ミニカー2点、ピストル模型、ロボット人形)、ソフトボール用グローブとボール一式(個人蔵)、コミック本2点(一式)、ビー玉一式、おはじき一式、こま(木製・鉄製)、ベーゴマ、めんこ一式

【オリンピックと万博】「オリンピック東京大会会場案内地図」、「日本万国博覧会公式ガイドブック」、「週刊サンケイ東京オリンピック1964」、「東京オリンピック記念硬貨」(個人蔵)、「日本万国博覧会記念切手」(個人蔵)

⑤ ミニ展示 昔の学校の暮らしと遊び

開催期間 6月1日(金)~9月30日(日)

開催日数 105日

会場 常設展示室民具コーナー

内容 民具コーナーの一部を利用して、昭和20年代に学校で使われていた教科書や道具のほか、「めんこ」などの懐かしい遊び道具を紹介した。

出品点数 15点

出品目録 石板、石墨3点、「初等科音楽一」(墨塗り教科書)、「しんこくご一年中はらっぱ」、「しょうがくせいのみか2年上」、「しんこくご一年生下ひあたり」、「木製こま」2点、「鉄製こま」、双六2点、めんこ一式、ミニカー、ウルトラマン人形



(2) 大井川民俗資料保管庫

① 特別公開

開催日時 11月3日(土) 午前9時~午後2時

会場 大井川民俗資料保管庫

主催 歴史民俗資料館

来場者数 171人

内容 文化財保護強調週間と大井川商工祭り

「おおいがわフェア」の開催にあわせて、大井川民俗資料保管庫を特別公開した。当日は、「唐箕(とうみ)」などの農機具、「八丁櫓」や「ビン玉」などの漁業関係資料、「足踏みミシン」などの民具の展示を行い、職員が来場者の説明にあたった。

また、資料に関するクイズコーナーや「縄ない・正月飾りづくり」の体験コーナーを設け、来場者で賑わった。



3 教育・普及活動

1 講演会、体験学習等の開催

平成30年度の開催回数は合計26回（講演会・講座5回、体験学習12回、出張講座9回）、参加者は合計1,949人である。

（1）講演会・公開講座 計378人

① 講演会 志太の教養人が見た幕末の社会

講師 中村羊一郎さん（民俗学者・元焼津市史編集委員）

開催日時 9月15日（土） 午後2時～3時40分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

聴講者数 71人

聴講料 無料

主催 歴史民俗資料館



内容 企画展「明治焼津の幕開け-激動の時代を生きた人々-」関連講演会として、静岡県内の歴史と文化への造詣が深い中村羊一郎さんを講師に迎え開催した。講話では、庶民が残した日記などを取りあげ、公の記録からはわからない庶民が体験した幕末の社会をお話いただいた。参加者からは、「大変わかりやすく、面白かった」「無料でこの内容の講演が聞けるのは素晴らしい」などの意見が寄せられ、「次回の講演が楽しみ」「アンコール」など、同じ講師による講演会の開催を希望する声が寄せられた。

② 公開講座

歴史に見る！ 焼津魚市場と魚問屋

講師 北原茂治さん（元焼津魚市場市場部長）、
又平勲さん（元魚問屋勤務）

開催日時 4月14日（土） 午後2時～3時40分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

聴講者数 75人

聴講料 無料

主催 歴史民俗資料館

内容 北原茂治さんと又平勲さんを講師に迎え、焼津が「東洋一の水産都市」と呼ばれた頃の漁船呼び込みの工夫などのお話をうかがった。講座では、魚市場の変遷や当時の水揚げの様子などをスライドで紹介したほか、魚問屋は入港船に付け届けをして船員を労ったこと、船主に水揚げ状況をいち早く知らせたことなどが話された。受講者からは、「焼津のことばで話をしてくれ、すごくわかりやすかった」など、好評を博した。



③ 公開講座 益頭駿次郎の開国 ～世界を見て、近代の礎を築く～

講師 軽野史仁さん（郷土史研究家）

開催日時 7月1日（日） 午後2時～3時40分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

聴講者数 66人

聴講料 無料

主催 歴史民俗資料館



内 容 講師に、郷土史研究家で、ラジオ番組の歴史コーナーを担当する軽野史仁さんを迎え、遣米・遣欧使節として幕末に活躍し、焼津にゆかりのある益頭駿次郎についての講座を開催した。内容は、遣米・遣欧時のエピソード、近代化を進める当時の日本、維新後の益頭のことなどで、受講者からは、「ラジオのパーソナリティーとして活躍している方だけあって、話の展開がなめらかで頭に入りやすかったです」など、好評を博した。

④ 公開講座 大井川が語る地域の歴史 ～『大井』に込められた願い～

講 師 矢澤和宏さん(焼津市立豊田中学校校長)

開催日時 12月8日(土)

午後2時～3時40分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

聴講者数 95人

聴講料 無料

主 催 歴史民俗資料館

内 容 同時期に開催された企画展に関連して、焼津市立豊田中学校校長の矢澤和宏さんを講師に迎え公開講座を開催した。大井川は時には恵みとなり、時には脅威となって、人々の暮らしに深く関わってきた。地域の信仰と名前の由来から見えてくる豊かな歴史について、わかりやすく丁寧な話に、聴講者は熱心に耳を傾けていた。アンケートには「覚えることの楽しさを知りました」「興味深い講座でした」などの声があり、身近な歴史に触れた有意義な時間となった様子がうかがえた。



⑤ 公開講座 歴史に見るかつお節・まぐろ缶詰 ～焼津の水産加工業の歩み～

講 師 揖斐洗さん

(焼津市文化財保護審議会委員)

開催日時 2月23日(土) 午後2時～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

聴講者数 71人

聴講料 無料

主 催 歴史民俗史料館

内 容 焼津市文化財保護審議会委員の揖斐洗さんを講師に迎え、公開講座を開催した。焼津のかつお節は平安時代の書物に載っているくらい歴史のある特産物であることやおいしい煮干しの見分け方など、かつお節の話を中心に水産加工品の歴史をわかりやすくお話していただいた。聴講者からは、今回紹介しきれなかった水産加工品についての続編を希望する声も多くあり、好評を博した。



(2) 体験学習(伝統文化子ども教室)

計261人

① 竹でうぐいす笛をつくろう!

講 師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日時 6月2日(土)

午前の部…午前9時30分～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 43人

参加費(材料費) 100円



内 容 竹を使ってうぐいす笛を作る教室を開催した。参加者は約10cmの竹から、顔や羽などの部分を作り出した。小刀を小槌で叩いて竹を割ったり、ネズミギリで穴をあけたりと普通の教室では行わない作業も、家族と協力しながら進めていった。細かな作業が多く、音の鳴る場所探しに苦労しつつも、親子で楽しみながら製作することができた。

② セタかざりをつくろう！

講 師 杉山きみ子さん

開催日時 7月7日(土)

午前の部…午前10時00分～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時00分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 35人

参加費(材料費) 100円



内 容 折り紙を使って「セタかざり」を作る教室を開催した。参加者は、講師の指導のもと、「ひしがたつぶり」や「とり」、「ちょうちんかざり」といった様々なかざりを作成した。青少年ボランティアの生徒さん(午前4人、午後3人)や、友の会(午前2人、午後2人)の皆様の協力などもあり、ケガやトラブルもなく、参加者の皆さんは、親子で楽しみながら作品作りに集中し、出来上がると嬉しそうであった。

③ 水でっぼうをつくろう！

講 師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日 7月21日(土)

午前の部…午前10時～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 34人

参加費(材料費) 200円

内 容 昔ながらの竹を使った水でっぼうをつくる教室を開催した。参加者は保護者と協力して、のこぎりやキリ、紙やすりを使って慎重に竹を加工して水でっぼうを完成させていった。完成後は参加者全員で清見田公園へ行き、試し打ちを行った。木に付いたセミの抜け殻を狙って落とす子どももいて、自分で作った水でっぼうで楽しく遊ぶ様子が見られた。



④ 石器時代にタイムスリップ！

講 師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日時 8月19日(日)

午前10時～午後2時30分

開催会場 焼津市文化センター第4駐車場ほか

参加者数 22人

参加費(材料費) 100円

内 容 石器づくりや火おこし体験、竹の弓矢で狩りの模擬体験を通じて、当時の人々の暮らしを学ぶ教室を開催した。火おこし体験では、2人1組で息を合わせて舞ギリという道具を使い、木の摩擦から火を熾すことの大変さを体験した。班対抗で行われた狩りの模擬体験では、動物が描かれた的に向かい竹矢を放ち、得点を競い合った。参加者たちはチームワークを高め合い、大変な盛り上がりを見せた。



⑤ まがたまをつくろう！〈1〉

講師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日時 10月13日(土)

午前の部…9時30分～11時30分

午後の部…1時30分～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 39人

参加費(材料費) 300円



内容 勾玉をつくる教室を開催した。参加者は、まず資料館の展示室で市内の遺跡から出土した勾玉を見学してイメージを膨らませてから、勾玉作りを開始した。紙やすりで滑石を削るという作業に、最初はとまどう参加者も見られたが、講師や保護者に手伝ってもらいながら形を整えていった。手や衣服を粉だらけにしながらか夢中で滑石を磨き終えると、ウッドビーズで飾り付けをして完成。出来上がった勾玉を首からさげ、大切に持っている姿が印象的だった。参加者からは、「いろいろな勾玉を見てから、実際に作るというのが楽しかった」「見たことはあるけど、作ったことがないから参加できて良かった」といった声が寄せられ、好評な教室となった。

⑥ ミニ門松をつくろう！

講師 嶋谷昇さん、竹内英夫さん、松下登さん

開催日時 12月24日(月)

午前の部…午前9時45分～11時30分

午後の部…午後1時45分～3時30分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 39人

参加費(材料費) 500円

内容 お正月に飾るミニ門松を作る教室を開催した。参加者は、講師から門松飾りなどのお正月の風習などの話を聞いた後、普段使いなれないノコギリや小刀などを使って製作に取り組んだ。ま

た、製作過程の「垣根結び」では、講師や保護者などの手を借りながらも竹を縄で縛り、仕上げに松や小旗などを飾って完成を喜んだ。



⑦ まがたまをつくろう！〈2〉

講師 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

開催日時 3月3日(日)

午前の部…午前9時35分～11時15分

午後の部…午後1時30分～3時10分

開催会場 焼津文化会館3階会議室

参加者数 49人

参加費(材料費) 300円

内容 10月に引き続き、勾玉を作る教室を開催した。まず展示室で本物の勾玉を見学し、講師からその由来や発掘調査時の体験を聞いた。その後、理想の勾玉のイメージを膨らませ、地道に滑石を削っていった。根気が必要な作業に、参加者たちは手を真っ白にして真剣に取り組んでいた。完成後は、目を輝かせて喜ぶ姿に達成感が漂っていた。



(3) 体験学習（史跡めぐり） 計 63 人

① 浜風に歩く 和田浜～小川の自然・歴史散策 (路線バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 5月18日(金)

午前8時30分～午後1時

参加者数 15人

参加費(バス運賃) 500円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 三葉神社、波除地蔵、八兵衛さんの碑、水天宮、信香院

内容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。和田浜海岸から小川港までの間の自然や水天宮、信香院などの周辺史跡を巡った。初めて開催したコースということもあり新しい発見が多く、参加者からは「小川、石津のことが学べた」「地元のことを知るの楽しい」などの感想をいただき、和田浜の自然と歴史について楽しみながら学ぶ機会となった。



② 大井川下流域の歴史探訪 (焼津市・大井川町合併10周年記念)

開催日時 6月23日(土) 午前9時～午後1時

参加者数 13人

参加費(バス運賃) 200円

主催 歴史民俗資料館

主な見学場所 大井川港、波除地蔵、吉永八幡宮、円永坊薬師堂、盤石寺、長徳寺

内容 焼津市と大井川町の合併10周年を記念した史跡巡りを開催した。大井川港をスタートし、大井川下流域の寺社や史跡などを巡った。天候の都合で、一部変更となった行程もあったが、普段は拝観できない文化財を関係者の方の説明を聞きながら見学することができた。参加者からは

「大井川らしく水に関して良く知ることができた」など好評の声が寄せられた。



③ 焼津の山城と史跡巡り (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 11月10日(土)

午前8時～午後12時30分

参加者数 17人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 風口坂道標、鳴沢不動尊、花沢城跡、旗掛石、石脇城跡、井伊直孝産湯の井、若宮八幡宮



内容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。17人の参加者は、秋晴れのなか、今年度発掘調査を行った花沢城や北条早雲の居城として知られる石脇城など、焼津を代表する山城と周辺の史跡を巡った。花沢城の本丸跡は発掘調査に伴う整備で樹木を伐採し、牧之原台地まで一望できるようになっており、参加者からは「他の人も連れて又、来てみたい」「個人では訪れにくい史跡や山城を廻れて良かった」など好評の声を多くいただいた。

④ 朝比奈川の山の手桜と高草山麓の史跡巡り (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 3月1日(金)

午前9時～午後3時15分

参加者数 18人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 バクダン淵、水路橋、薬師堂、長福寺、猪之谷神社、閻魔堂、林叟院、宝積寺、旗掛石、大日堂

内容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。参加者は、朝比奈川沿いの桜並木を歩いたあと、バクダン淵、猪之谷神社などの東益津地区の史跡を巡り、山の手未来の会や長福寺・林叟院・宝積寺のご住職などによる説明を受けた。参加者からは、「地元の自然や歴史を知ることができ、大変楽しかった」などの感想が寄せられた。



(4) 体験学習(クイズラリー) 計948人

問題を解きながら常設展示室を見学して回ること、楽しく学習する「ラリー形式」のイベントである。郷土の歴史民俗への理解と関心を深めてもらうことを目的に、平成14年度から継続して開催している。クイズの問題は、小学4～6年生向けの「ジュニアコース」と、中学生～一般社会人向けの「スペシャルコース」の2コースがある。展示資料から出題をし、展示替えに合わせてクイズの内容を変更する。正解するまで何度でもチャレンジすることができ、全問正解者には修了証を発行する。土日や夏休みなど長期休みには、多くの挑戦者があり、粘り強くクイズ問題に取り組む子供たちの姿が見られた。

開催日時 通年実施 午前9時～午後4時

参加者数 延べ948人

(5) 資料館職員出張講座 計299人

資料館では焼津市の歴史文化の啓発に努めるべく、職員を派遣しての出張講座を実施している。平成30年度は下記のとおり公民館講座を中心に9回行い、延べ人数299人の参加者を得た。今後とも館外での周知活動を積極的に行っていく予定である。

① 小川公民館

生き活き学級「散策してみたくなる小川の歴史」

開催日 6月20日(水) 聴講者数 50人

② 豊田公民館

ありのみ学級「文化財から見た焼津の歴史」

開催日 6月22日(金) 聴講者数 34人

③ 大村公民館

ほがらか学級「焼津の文化遺産について」

開催日 7月6日(金) 聴講者数 16人

④ 焼津公民館 「焼津の歴史」

開催日 8月10日(金) 聴講者数 50人

⑤ 大村公民館 「焼津七福神巡り」

開催日 9月8日(土) 聴講者数 18人

⑥ 焼津公民館 「歴史散策」

開催日 9月15日(土) 聴講者数 13人

⑦ 豊田公民館 「豊田歴史散策」

開催日 11月24日(土) 聴講者数 14人

⑧ 和田公民館 女性講座「焼津の歴史」

開催日 2月13日(水) 聴講者数 44人

⑨ 港公民館 ほのぼの学級「焼津の歴史」

開催日 2月14日(木) 聴講者数 60人

2 広報活動

① 資料館だよりの発行

歴史民俗資料館の活動内容を広く市民に知らせるため、「資料館だより」を発行している。

平成30年度は「99号」を発行した。

紙面の主な内容は催し物の開催案内や活動報告である。企画展や講座・講演会、体験教室などの活動の様子、参加者の声などを写真とともに紹介している。

また、静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」に関する記事、文化財の保護に関する活動などを掲載した。

② 焼津市歴史民俗資料館ホームページ

市のホームページに、歴史民俗資料館の利用案内をはじめ、催し物の開催案内、刊行物や焼津市史関連書籍の案内、文化財などの歴史文化の紹介、資料館だよりなどを掲載している。

刊行物は、これまでに開催した特別展や企画展の図版、発掘調査報告書などである。焼津市史関連書籍については、市史編さん事業の概要と書籍の紹介及び販売案内を掲載している。

文化財などの歴史文化を紹介するコーナーでは、指定文化財や地域に伝わる昔話、方言などを紹介している。

資料館だよりは、PDF形式で最新号及びバックナンバーを掲載している。

③ 年報の発行

前年度の事業をまとめた『年報』を発行し、全国の博物館・資料館などの関係機関に送付している。

平成30年度は、平成29年度の『年報32』（A4版58頁）を平成30年10月31日に発行した。

④ ポスター・ちらしの発行

各種催し物の開催にあたっては、広く市民に知らせるため、広報用ポスターやちらしを作成し、配布している。

配布先は、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校などの教育施設や、公民館・図書館・文化会館・ディスカバリーパーク焼津などの公共施設である。

また、企画展の開催時には、県内の博物館施設をはじめ、市内の駅や宿泊施設、金融機関、店舗等に

もポスターの掲示やちらしの配布について依頼し、より多くの方へ周知を図っている。

⑤ SNSを活用した情報発信

催し物の開催案内や事業の実施状況など、SNSを使い情報発信を行った。

Facebookに歴史民俗資料館のアカウントを作成した。ページ内では、企画展や伝統子ども教室の様子などをお知らせしたほか、花沢城跡発掘調査の進行情報なども発信した。また、歴史民俗資料館の日頃の様子や、職員のつぶやきなど幅広い内容の情報発信に取り組んだ。

3 博物館実習生の受け入れ

歴史民俗資料館では、大学で学芸員資格の取得を目指している学生を、博物館実習生として夏季期間に受け入れている。

平成30年度は1人の博物館実習生を受け入れた。

研修期間は8月2日から同月8日のうちの6日間（休館日を除く）だった。資料登録業務や展示室での接客をはじめ、子ども向けに実施しているクイズラリーの問題作成のほか、自主事業準備等の多様な業務を実習した。来年度以降も夏季期間に実習生を受け入れる計画である。



企画展
 焼津市指定文化財展 寺社の宝物と祭り
 開催期間 2月2日(金)～5月27日(日)



企画展
 明治焼津の幕明け —激動の時代を生きた人々—
 開催期間 6月1日(金)～9月30日(日)



焼津市・大井川町合併10周年記念企画展
 大井川地区の文化遺産
 —大井川最下流域に生まれた歴史と文化—
 開催期間 10月5日(金)～1月27日(日)



企画展
 なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具
 開催期間 2月1日(金)～5月19日(日)

4 文化財保護事業

1 埋蔵文化財の保護

平成 30 年度の埋蔵文化財調査は、開発行為に伴う 29 件の埋蔵文化財の調査を実施した。

内訳は、本発掘調査 1 件(花沢城跡整備事業として実施)、確認調査 2 件、工事立会指示 26 件(文化財保護法第 93 条 26 件、同第 94 条 0 件)である。確認調査、工事立会では遺構、遺物は確認されなかった。

(1) 発掘調査(花沢城跡整備事業)

花沢城跡の概要を解明するための本発掘調査(文化財保護法第 99 条)を実施した。調査にあわせて現地説明会並びに遊歩道等整備等を行った。

① 花沢城跡発掘調査

発掘箇所 花沢城本丸(一の曲輪)と二の曲輪の間の「堀切」の部分

調査期間 9 月 19 日～11 月 21 日(発掘実施日数 22 日間)

② 花沢城跡発掘調査現地説明会

回	開催期日	内容	参加者
1	10 月 6 日 (土)	報道機関向け 1 回 一般参加者向け 1 回	36 人
2	10 月 20 日 (土)	一般参加者向け 2 回	87 人

③ 関連事業

回	開催期日	内容	参加者
1	11 月 10 日 (土)	焼津の山城と史跡巡り 「花沢城跡の発掘調査解説」	17 人

※歴史民俗資料館事業として実施



10 月 6 日・第 1 回発掘調査現地説明会



10 月 20 日・第 2 回発掘調査現地説明会

(2) 確認調査

① 文化財保護法第 99 条

確認箇所 2 遺跡

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所	遺跡名	箇所
道添遺跡	1 件	風尾遺跡	1 件

(3) 工事立会指示

① 文化財保護法第 93 条

確認箇所 26 遺跡

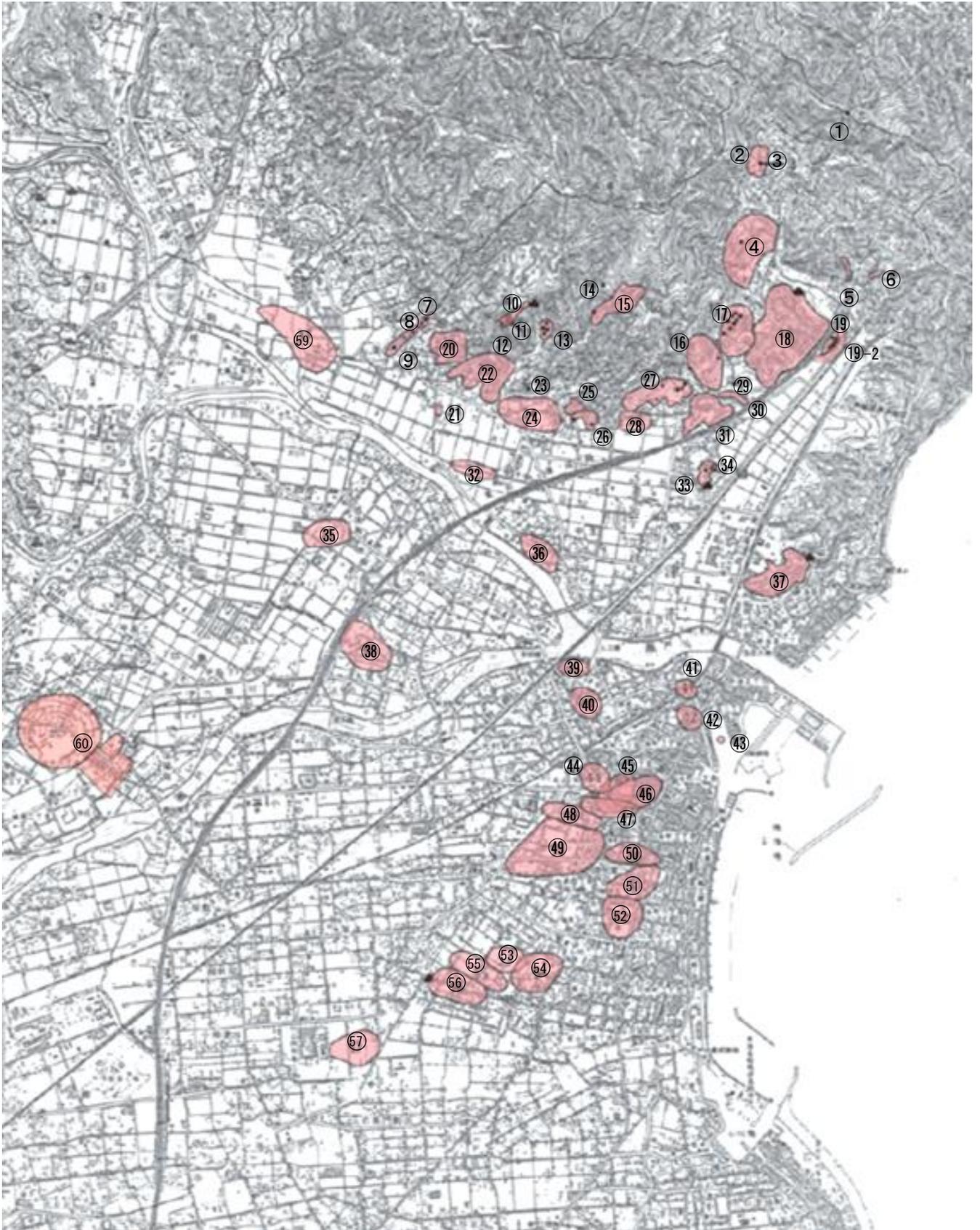
確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所	遺跡名	箇所
金鋼作遺跡	9 件	蛭田遺跡	1 件
大覚寺遺跡	2 件	堤添遺跡	2 件
宮之腰遺跡	4 件	風尾遺跡	1 件
田中城跡遺跡	1 件	赤塚遺跡	1 件
道場田遺跡	1 件	須賀遺跡	1 件
坂本遺跡	2 件	藤守遺跡	1 件

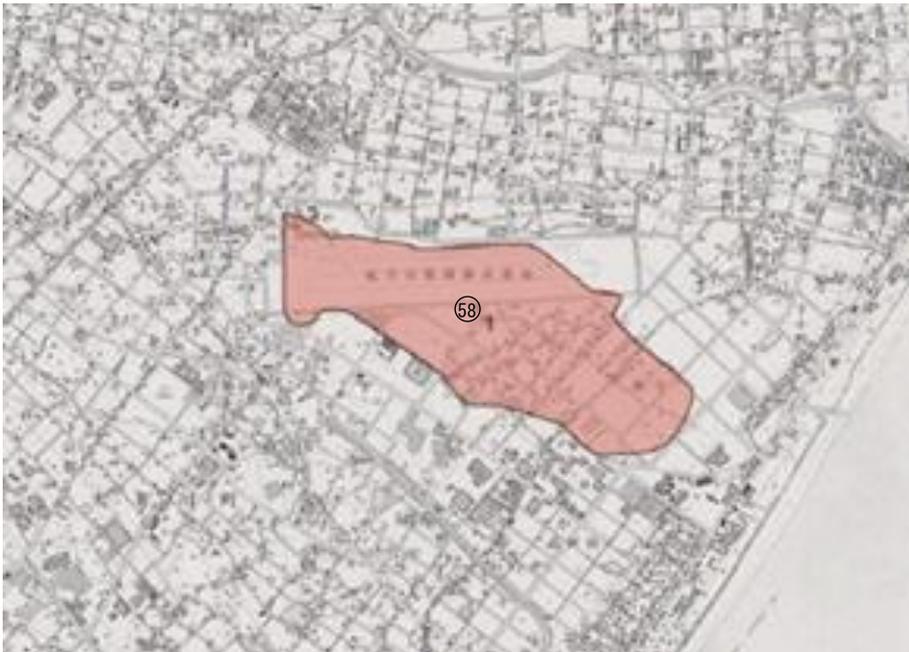
② 文化財保護法第 94 条

確認箇所 無し

埋藏文化財包蔵地（焼津地区）



埋蔵文化財包蔵地（大井川地区）



埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称	時代
1	狼煙山古墳	古墳(後)
2	別所ノ段遺跡	縄文
3	別所古墳	古墳(後)
4	吉津古墳群	古墳(後)
5	向山古墳群	古墳(後)
6	兎沢古墳群	古墳(後)
7	沢添古墳	古墳(後)
8	筏場古墳群	古墳(後)
9	上屋敷古墳群	古墳(後)
10	方ノ上城跡	室町
11	方ノ上(七谷)経塚	中世
12	方ノ上古墳	古墳(後)
13	荒芝古墳群	古墳(後)
14	下権現古墳	古墳
15	笛吹段古墳群	古墳(後)
16	上ノ山古墳群	古墳
17	高崎古墳群	古墳
18	花沢城跡	戦国
19	保録ヶ谷古墳群	古墳
19-2	保録ヶ谷遺跡	古墳～中世
20	奥屋敷古墳群	古墳(後)
21	山田屋敷跡	中世
22	宮腰古墳群	古墳(後)
23	奥之谷古墳	古墳
24	坂本遺跡	古墳
25	東海道古墳群	古墳
26	宮ノ久保古墳群	古墳(後)
27	篁沢古墳群	古墳
28	風尾遺跡	弥生～中世
29	宮山古墳	古墳
30	谷崎古墳群	古墳

No.	名称	時代
31	谷山古墳群	古墳
32	方ノ上遺跡	古墳、中世
33	石脇城跡	室町
34	山崎古墳群	古墳
35	越後島遺跡	奈良
36	中里遺跡	鎌倉
37	当目砦跡	戦国
38	大覚寺遺跡	古墳～近世
39	落合遺跡	
40	牛田遺跡	奈良
41	中港北遺跡	弥生、古墳
42	中港遺跡	弥生
43	弁天遺跡	縄文
44	堤添遺跡	古墳、中世
45	塩津古墳群	古墳(後)
46	道下遺跡	古墳～室町
47	道添遺跡	古墳～室町
48	蛭田遺跡	奈良
49	宮之腰遺跡	古墳～室町
50	南屋敷遺跡	古墳～室町
51	須賀遺跡	古墳
52	赤塚遺跡	古墳
53	小深田西遺跡	古墳
54	小深田遺跡	古墳
55	道場田遺跡	弥生～室町
56	小川城遺跡	古墳～室町
57	金鋼作遺跡	弥生、古墳
58	藤守遺跡	縄文～近世
59	清水遺跡	弥生、奈良
60	田中城跡	中世・近世

2 文化財の保護・顕彰事業

(1) 文化財保護審議会の開催

焼津市文化財保護審議会では、平成30年度は4回の審議会を開催した。委員数は9人である。

開催日	内 容
6月26日 (火)	【報告】平成29年度事業報告について、平成30年度事業計画について
9月27日 (木)	【報告】指定文化財候補の「笈」について、花沢城跡発掘現場の進捗状況について
12月19日 (水)	【報告】花沢城跡整備事業について、指定文化財候補の「笈」について
3月20日 (水)	<p>【諮問】有形民俗文化財の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横山九郎右衛門の六十六部廻国関係資料 ・谷澤兵三郎の六十六部廻国関係資料 ・法月三郎兵衛の六十六部廻国関係資料 <p>【報告】平成30年度文化財課事業の実施について、平成31年度文化財課事業の実施計画について</p>

焼津市文化財保護審議会委員名簿

(任期：平成29年10月1日～令和元年9月30日)

	氏 名	分 野
会 長	落合 孟郎	動植物
副会長	増田 俊彦	動植物
委 員	八木 勝行	史跡・考古資料
	掛斐 洸	水産加工
	近藤 道子	郷土史
	新井 真	建造物
	川口 円子	民俗
	田中 祥朗	郷土史
	外立 ますみ	民俗

(2) 指定文化財等の保護及び顕彰

① 指定文化財等

市指定文化財 57件 (平成31年3月31日現在)

区 分	件数	内訳
① 有形文化財	42	
1 建造物		12
2 美術工芸品		30
絵画		6
彫刻		5

工芸品		8
書跡		2
古文書		7
歴史資料		1
考古資料		1
② 無形文化財	3	
③ 無形民俗文化財	1	
④ 史跡	7	
⑤ 天然記念物	3	
⑥ 伝統的建造物群保存地区	1	

その他の文化財

区 分	件数
国指定 重要文化財	2
県指定文化財	5
国選定 重要伝統的建造物群保存地区	1
国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2
国の登録有形文化財 (建造物)	4

② 環境整備事業 (文化財清掃)

毎月1回程度、市内の史跡、遺跡等において、除草作業や通路の整備などを行っている。平成30年度については、計16回の文化財清掃を実施した。

実施場所は、兎沢古墳群、寛沢古墳群、笛吹段古墳群、石造り波除け堤防モニュメント、小泉八雲諷詠之碑 (浜通り)、史跡「井伊直孝産湯の井」、石脇城跡、花沢城跡などである。石脇城跡、花沢城跡については、地元及び地権者の同意を得て、竹林部及び見学コース部分の整備を継続している。

③ 天然記念物 (旭伝院のマツ、臥竜のマツ) の消毒

焼津市指定天然記念物である旭伝院のマツと臥竜のマツ (ともに焼津市保福島に所在) を害虫の被害から守るため、4月26日と5月16日の2回にわたり消毒作業の支援を行った。

旭伝院のマツは、樹齢600年と推定される大木で、樹高が20m以上あるため、中部電力株式会社藤枝営業所の協力により、高所作業車を使用して作業を行った。臥竜のマツは、堂々とした竜が横たわっているような極めて珍しい樹形で、両日にあわせて消毒を実施した。一時は樹勢が衰えていた松であったが、消毒作業の効果があって回復傾向にある。

(3) 焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

焼津市花沢地区では平成 26 年 9 月の国重要伝統的建造物群保存地区選定後、平成 27 年度から本格的な保存対策事業を実施している。平成 30 年度は 2 つの修理事業と防災計画策定事業を主業務として実施した。このほか、地区内のゴミ集積所のプレハブを修景し、地区でのゴミの出し方を保存会で周知するなど、ハード面、ソフト面において歴史的環境の整備に努めた。

① 修理修景事業

修理事業としては、2 カ年計画の法華寺本堂修理の 1 カ年目と、日枝神社鳥居の修理の 2 つの間接補助事業を実施した。特に法華寺本堂修理事業は寺院建築の大修理工事であり、市民にも関心を持っていただくよう、2 月に現場説明会を実施したほか、公民館事業と連携するなどして、周知を図った。



法華寺本堂の修理状況

② 防災計画策定事業

防災計画策定事業では、平成 29 年度からの 2 カ年事業の 2 年目として、花沢地区に特化した防災計画を策定するための調査を継続し、年度末に『焼津市花沢伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査報告書』を上梓した。なお、当該事業に関連し 9 月には、花沢地区の住民が参加した防災訓練を実施した。



9月に開催された花沢地区防災訓練

防災訓練は、防災計画策定に携わった早稲田大学理工学術院長谷見雄二研究室と花沢地区住民が参加し、消防署への通報に始まり、半鐘打鐘からの避難訓練、消火栓による放水訓練、消火器での消火訓練の実施及び焼津市消防団と連携して落水式水利の清掃を実施した。

さらに 2 月には花沢地区において志太消防本部及び焼津市消防団による消防訓練が実施された。今後は報告書や訓練結果をもとに、地区内の防災事業を推進していく計画である。

③ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

行政関係では地区住民と学識経験者からなる焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会を 3 回、専門部会 6 回を開催し、現状及び今後の保存対策事業に関する協議を行った。第 3 回審議会においては、ビジターセンター外便所棟及び地の神がそれぞれ伝統的建築物、工作物として答申され、3 月の定例教育委員会で指定、告示された。これにより、地区内の伝統的建築物は 66 棟、工作物は 42 件となった。

焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

開催回数 審議会 3 回、専門部会 6 回

開催日	内容
5 月 20 日 (日)	第 1 回 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会 【報告事項】 平成 29 年度の事業報告について、平成 30 年度事業計画について 【協議事項】 平成 31 年度以降の修理等事業計画について、ビジターセンター整備事業について、防災計画策定について 第 1 回 専門部会 (同日開催) 【協議事項】 ビジターセンター保存活用計画案について、建築基準法制限緩和について、地区内保存事業に係る今後の進め方について
9 月 17 日 (月)	第 2 回 専門部会 【協議事項】 法華寺本堂修理事業について、個人宅家屋許可案件について、ゴミ集積所の修景について、個人宅家屋修理等について(以上、現地確認)、ビジターセンター整備事業について
12 月 16 日 (日)	第 2 回 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会 【報告事項】 平成 30 年度事業について 【協議事項】 ビジターセンター整備事業について、平成 31 年度以降の事業案について 第 3 回 専門部会 (同日開催) 【協議事項】 ビジターセンター保存活用計画案について、ビジターセンター実施設計業者の選定について、法華寺本堂修理事業について

1月22日 (火)	第4回 専門部会 【協議事項】ビジターセンター整備事業について
2月11日 (月)	第3回 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会 【協議事項】法華寺本堂修理事業について(現地確認)、ビジターセンター整備事業について 【諮問事項】議1号 焼津市花沢伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について 【報告事項】平成31年度以降の事業について 第5回 専門部会 (同日開催) 【協議事項】ビジターセンター保存活用計画案について
2月28日 (木)	第6回 専門部会 【協議事項】ビジターセンター整備事業について(現地確認)

(4) 花沢地区ビジターセンター整備事業

花沢伝統的建造物群保存地区の保存対策事業の一環として、集落の入口付近に所在する空き家を整備し、ビジターセンターとして活用する事業を推進している。

平成30年度の整備事業としては、平成29年度に国庫補助を得て取得した建造物の保存活用に関して、どのような修理と整備を目指すかを焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会及び地区住民と協議しつつ、『花沢地区ビジターセンター保存活用計画』を作成した。

また、実施設計業者をプロポーザル方式によって選定、委託し、年度末に設計を終え、平成31年度からの整備事業の準備を行った。今後は、文化庁等の指導を仰ぎながら、より詳細な計画を検討し、令和2年8月の開館に向けた整備事業に臨む。

(5) 浜通り再生検討事業

浜通り再生検討事業として検討されている浜通り服部家の利活用については、政策企画課が主体となり協議が継続している。

文化財課では服部家の維持修繕として、敷地内にある2棟の傷んだ非歴史的倉庫を撤去し安全性を確保した。また、屋根養生シートの張り替えのほか、定期的な草刈りを実施した。

(6) 関係団体支援

① 獅子木遣り保存会

静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」は、焼津神社例大祭中の8月13日に公開される。神輿渡御行列の先導として、青年に担がれた雌雄一对の獅子の運びに合わせ、手に錫杖を持った華やかな手古舞姿の少女たちが「木遣り」を歌いながら行列の道中を清めて歩く民俗行事である。



獅子木遣り保存会は獅子木遣りの維持保存と継承者の育成を目的に昭和53年に設立された。毎年、小学生の女子を対象とした参加者の募集と、木遣り歌の歌唱指導、公開事業を実施している。

市では参加者募集の支援のほか、練習や衣装揃え、公開の立会いなどを行っている。平成30年度は56人の少女たちが参加し、木遣り歌を精一杯歌いながら全員が完歩した。

② 藤守の田遊び保存会

国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」は、藤守大井八幡宮において毎年3月17日に実施される例年祭で、その年の豊穡と平和を祈願して行われる芸能のことをいう。



藤守の田遊び保存会は、藤守の田遊びの保存を図ると共に、住民文化の振興に寄与し、明るい市の発展に役立てることを目的に昭和37年より活動している。毎年4月から事前準備を始め、新年1月以降

実質的な準備に入り、3月17日の現地公開を迎える。

市では藤守の田遊びの保存継承支援のため、補助金交付や現地公開の立会いなどを行っている。当日は日曜日であったこともあり、藤守地区住民をはじめ焼津市内外の見学者も多く訪れ盛況に行われた。また、「藤守の田遊び伝承館」（平成30年2月開館）では、平成30年度から毎月第3日曜日等の特別公開を実施している。

（7）文化財保護助成事業

① 国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」保存伝承事業への補助金交付

事業者	藤守の田遊び保存会
事業名	重要無形民俗文化財藤守の田遊び保存伝承事業
事業内容	重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」の公開等の後世への保存伝承事業
実施期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
総事業費	1,244,985円
補助金額	270,000円

（8）国庫補助文化財保護事業 （市内遺跡出土木製保存処理委託業務）

市内遺跡から出土した発掘資料の保存処理は、国・県の補助金交付を受けて、平成17年度から継続的に実施している。

平成30年度は道場田、宮之腰、小深田西、大覚寺、道下、小川城遺跡出土遺物（出土品100点）の保存処理を実施した。保存処理は静岡文化財研究所に委託し、クリーニングのちPEG含浸法により処理し、折損部修復、樹種同定を行った。

実施期間	平成30年6月28日～平成31年3月20日
総事業費	2,000,000円
国庫補助金	1,000,000円
県費補助金	500,000円

3 指定文化財一覧 (平成31年3月31日現在)

国重要文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
絵画	けんぼんぼくがたんさいろようだるまず 絹本墨画淡彩芦葉達磨図	一色	成道寺	平成 7年 6月 15日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和 52年 5月 17日

国選定 重要伝統的建造物群保存地区

種類	名 称	所在地	選定年月日
重伝建	やいづしはなざわ 焼津市花沢	花沢、吉津及び野秋の各一部	平成 26年 9月 18日

国の登録有形文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	登録年月日
建造物	ほらだけじゅうたく 原田家住宅(主屋ほか離れ、文庫蔵、表門の4棟)	浜当目	個人	平成 30年 3月 27日

国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	選択年月日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和 46年 4月 21日
	ししきや 焼津神社の獅子木遣りと神ころがし	焼津 2丁目	獅子木遣り保存会	昭和 53年 12月 8日

県指定文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
彫刻	もくぞうしょうかんのんりゅうぞう 木造聖観音立像	花沢	法華寺	昭和 33年 4月 15日
工芸	びぜんおさふねながよし 太刀 銘「備前長船長義」	焼津 5丁目	個人	昭和 31年 10月 17日
	びしゅうおさふねじゅうなりいえ 太刀 銘「備州長船住成家」	〃	個人	昭和 33年 4月 15日
	かげつぐ 太刀 銘「景次」	〃	個人	昭和 38年 12月 27日
民俗	ししきや 焼津神社獅子木遣り	焼津 2丁目	獅子木遣り保存会	昭和 53年 3月 24日

市指定文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	ほっけじ におうもん 法華寺の仁王門	花沢	法華寺	昭和 42年 12月 4日
	りんそういん きょうぞう 林叟院の経蔵	坂本	林叟院	昭和 42年 12月 4日
	かいぞうじ ほんぞんずし 海蔵寺の本尊厨子	東小川 6丁目	海蔵寺	昭和 46年 10月 1日
	りんそういん しょうろう 林叟院の鐘楼	坂本	林叟院	昭和 47年 5月 17日
	おおいじんじゃほんでん 大井神社本殿	保福島	大井神社	昭和 51年 6月 2日
	えいほうじ さんもん 永豊寺の山門	西小川 3丁目	永豊寺	昭和 60年 2月 21日
	こうしゅうじ いしどうろう 香集寺の石燈籠	浜当目	香集寺(弘徳院)	昭和 61年 9月 30日

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	なへじんじゃ じょうやとう 那閉神社の常夜燈	浜当目3丁目	那閉神社	昭和61年9月30日
	りんそういん ほうきょういんとう 林叟院の宝篋印塔	坂本	林叟院	昭和61年9月30日
	じょうどうじ ほうきょういんとう 成道寺の宝篋印塔	一色	成道寺	昭和61年9月30日
	わかみやちまんぐう いしばし 若宮八幡宮の石橋	中里	若宮八幡宮	平成17年10月20日
	かいぞうじほんどう 海蔵寺本堂	東小川6丁目	海蔵寺	平成27年11月4日
絵画	こうとくいん えま 弘徳院の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	こうしゅうじ えま 香集寺の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	ちょうとくじごうてんじょう え 長徳寺格天井の絵	飯淵	長徳寺	昭和49年10月30日
	にほんぜんしょうせんまんねんの ず 日本全勝千万年之図	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	かいぞうじ えま 海蔵寺の絵馬	東小川6丁目	海蔵寺	平成9年9月30日
	いっぺんしょうにんえんぎえ だんかん 「一遍上人縁起絵」断簡	東小川6丁目	海蔵寺	平成17年10月20日
彫刻	だいにちどう きつしょうてんぞう 大日堂の吉祥天像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	だいにちどう ふどうみょうおうぞう 大日堂の不動明王像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	ほうしゃくじ じぞうぼさつぞう 宝積寺の地藏菩薩像	石脇下	宝積寺	昭和47年11月28日
	せいがんじ こうぼうだいしぞう 勢岩寺の弘法大師像	石脇下	勢岩寺(歴史民俗資料館)	昭和48年6月23日
	ふどうみょうおうりゅうぞう 不動明王立像	飯淵	長徳寺	昭和62年2月12日
工芸品	いいのやじんじゃ ろくれいきょう 猪之谷神社の六鈴鏡	関方	猪之谷神社(歴史民俗資料館)	昭和41年9月21日
	じょうどうじ ひやくまんとう 成道寺の百萬塔	一色	成道寺	昭和41年9月21日
	こうしんじ きりん しょう 光心寺の麒麟の筥	東小川1丁目	光心寺(歴史民俗資料館)	昭和42年5月9日
	かいぞうじ ずし 海蔵寺の厨子 つけたり ずし ないのうにゅうひん 附 厨子内納入品 うちずし 一、内厨子 まも ほんぞん 一、守り本尊	東小川6丁目	海蔵寺	昭和44年12月17日
	わにぐち 鰐口	利右衛門	利右衛門自治会	昭和49年10月30日
	ていぜんいん わにぐち 貞善院の鰐口	焼津6丁目	貞善院	昭和53年1月21日
	ふもんじ はんしょう 普門寺の半鐘	焼津6丁目	普門寺	昭和53年1月21日
	おおみやり めいながよしさく 大身槍 銘長吉作	東小川5丁目	熊野神社(歴史民俗資料館)	平成27年7月24日
書跡	へんがく じょうふざん 扁額「静富山」	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	わかみやちまんぐうむなふだ 若宮八幡宮棟札	中里	若宮八幡宮(歴史民俗資料館)	昭和53年9月1日
古文書	かけがわじょうしゅやまうちかずとよ ほんもつ 掛川城主山内一豊の判物	中島	盤石寺	昭和49年10月30日
	いまがわよしもとはんもつ 今川義元判物	利右衛門	利右衛門自治会	平成15年4月4日

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
古文書	さかもとさだつぐ こまいかつもりれんしよじょう 坂本貞次・駒井勝盛連 署 状	石脇下	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	とくがわいえやすしゆいんじょう 徳川家康朱 印 状	浜当目 1 丁目	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	いまがわうじざねしゆいんじょう 今川氏真朱 印 状	焼津 2 丁目	焼津神社	平成 19 年 10 月 26 日
	りようかたもうしあわせじょうほうのこと 猟方 申 合 定 法 之 事	北浜通	個人	平成 27 年 11 月 4 日
	りようかたきていとりきめのこと 漁方 規 定 取 極 之 事	大村 2 丁目	個人 (歴史民俗資料館)	平成 27 年 11 月 4 日
歴史資料	かいぞうじ みとちよう 海蔵寺の御戸帳	東小川 6 丁目	海蔵寺	平成 3 年 2 月 27 日
考古資料	こふかだがたせきせいた かざ 小深田型石製垂れ飾り	三ヶ名	焼津市教育委員会	平成 18 年 12 月 26 日
無形文化財	やいづかつおぶしせいぞうぎじゆつ 焼津鯉 節 製造 技術	上小杉	焼津鯉節伝統技術研鑽会	平成 17 年 3 月 10 日
	きゆうどうぐせいさくぎじゆつ 弓 道具 製作 技術	東小川 6 丁目	個人 (矢製作)	平成 18 年 12 月 26 日
		東小川 5 丁目	個人 (弓懸製作)	
		惣右衛門	個人 (巻藁製作)	
	やいづがさせいさくぎじゆつ 焼津笠製作 技術	焼津 6 丁目	個人 (骨組み)	平成 19 年 10 月 26 日
焼津 2 丁目		個人 (スゲ縫い上げ)	平成 26 年 9 月 11 日	
無形民俗文化財	やま かみまつり 山の 神 祭	関方地区	山の神祭保存会	昭和 41 年 9 月 21 日
史跡	きゆうさがらかいどうあと 旧 相良街道 跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	えんえいぼうあと 円永坊 跡	利右衛門	利右衛門自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ふくしょうざんだいまんじあと 福翁 山大満寺 跡	下江留	下江留自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ひやくかまちだあと 百ヶ間地田 跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	しずはまむらほかに かそんくみあいつしずはま 静浜村外二ヶ村組合立静浜 こうとうしょうがっこうあと 高等小 学 校 跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	とくがわいえやすこうしょうぎす あと 徳川家康公床机据え跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	い い なおたかうぶゆ い 井伊直孝産湯の井	中里	焼津市	平成 25 年 9 月 6 日
天然記念物	いいのやじんじゃ 猪之谷神社のナギノキ	関方	猪之谷神社	昭和 44 年 12 月 17 日
	がりゆう 臥 竜 の マ ツ	保福島	個人	昭和 47 年 5 月 17 日
	ぎょくでんいん 旭 伝 院 の マ ツ	保福島	旭伝院	昭和 47 年 5 月 17 日
伝建地区	やいづしはなざわ 焼津市花沢	花沢、吉津及び 野秋の一部		平成 26 年 2 月 3 日

5 利用者統計資料

1 平成 30 年度利用状況

(1) 平成 30 (2018) 年度 利用者内訳

(単位：人)

利用者内訳	常設展示室	館外展示	講座・講演会	体験学習他
利用者数	15,123	171	378	1,571

(2) 平成 30 (2018) 年度 常設展示室入場者月別統計

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
開館日数	26	23	26	26	27	26	23	26	24	21	24	27	299	
小人	169	138	216	533	507	213	285	180	196	155	862	641	4,095	
大人	672	930	921	848	902	980	860	659	759	615	1,273	1,609	11,028	
計	841	1,068	1,137	1,381	1,409	1,193	1,145	839	955	770	2,135	2,250	15,123	
日平均	小人	7	6	8	21	19	8	12	7	8	7	36	24	14
	大人	26	40	35	33	33	38	37	25	32	29	53	60	37
	計	32	46	44	53	52	46	50	32	40	37	89	83	51

(3) 平成 30 (2018) 年度 常設展示室入場者曜日別統計

(単位：人)

	月曜日				火曜日				水曜日				木曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	1	8	23	31	4	9	84	93	4	8	62	70	4	8	59	67
5月	0	0	0	0	3	0	88	88	4	28	137	165	4	15	85	100
6月	0	0	0	0	4	5	61	66	4	17	98	115	4	6	52	58
7月	1	21	21	42	4	53	87	140	4	31	85	116	4	205	70	275
8月	0	0	0	0	4	72	99	171	5	82	144	226	5	49	103	152
9月	2	69	109	178	2	1	177	178	4	10	136	146	4	5	133	138
10月	1	13	18	31	3	5	39	44	4	0	129	129	3	90	98	188
11月	0	0	0	0	4	5	93	98	4	5	134	139	5	6	116	122
12月	1	8	12	20	3	2	30	32	4	58	288	346	4	6	49	55
1月	1	30	83	113	2	1	17	18	3	5	34	39	3	7	55	62
2月	1	48	92	140	3	33	107	140	4	59	118	177	4	217	149	366
3月	0	0	0	0	4	61	80	141	4	19	109	128	4	47	154	201
計	8	197	358	555	40	247	962	1,209	48	322	1,474	1,796	48	661	1,123	1,784
日平均		25	45	69		6	24	30		7	31	37		14	23	37

	金曜日				土曜日				日曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	4	17	70	87	4	47	147	194	5	72	227	299
5月	4	16	167	183	4	43	169	212	4	36	284	320
6月	5	14	103	117	5	97	294	391	4	77	313	390
7月	4	39	70	109	4	60	123	183	5	124	392	516
8月	5	50	105	155	4	149	239	388	4	105	212	317
9月	4	3	56	59	5	68	187	255	5	57	182	239
10月	4	9	59	68	4	84	178	262	4	84	339	423
11月	5	92	96	188	4	37	108	145	4	35	112	147
12月	4	6	55	61	4	45	124	169	4	71	201	272
1月	4	19	88	107	4	40	206	246	4	53	132	185
2月	4	99	114	213	4	218	341	559	4	188	352	540
3月	5	60	398	458	5	271	557	828	5	183	311	494
計	52	424	1,381	1,805	51	1,159	2,673	3,832	52	1,085	3,057	4,142
日平均		8	27	35		23	52	75		21	59	80

2 履 歴

(1) 年度別利用者統計

(単位：人)

年度	利用者総数	利 用 内 訳		
		常設展示室	展覧会等	講演会・体験学習
1985年(昭和60年)	38,139	35,253	1,899	987
1986年(昭和61年)	35,450	27,111	6,823	1,516
1987年(昭和62年)	31,139	26,988	2,982	1,169
1988年(昭和63年)	23,888	19,045	3,977	866
1989年(平成元年)	28,176	20,139	7,414	623
1990年(平成2年)	24,848	19,781	4,147	920
1991年(平成3年)	22,350	17,462	4,081	807
1992年(平成4年)	21,286	16,955	3,554	777
1993年(平成5年)	28,484	20,251	6,652	1,581
1994年(平成6年)	34,706	18,378	15,064	1,264
1995年(平成7年)	36,432	19,609	15,917	906
1996年(平成8年)	23,277	15,891	6,654	732
1997年(平成9年)	22,057	15,160	6,118	779
1998年(平成10年)	25,919	14,194	10,600	1,125
1999年(平成11年)	19,688	13,667	5,080	941
2000年(平成12年)	15,858	11,302	3,748	808
2001年(平成13年)	17,226	12,932	3,689	605
2002年(平成14年)	17,833	13,242	2,316	2,275
2003年(平成15年)	21,642	13,596	2,282	5,764
2004年(平成16年)	19,320	11,457	3,915	3,948
2005年(平成17年)	28,953	11,065	13,085	4,803
2006年(平成18年)	18,024	10,395	2,218	5,411
2007年(平成19年)	16,983	11,479	1,227	4,277
2008年(平成20年)	17,238	13,346	433	3,459
2009年(平成21年)	17,419	12,451	920	4,048
2010年(平成22年)	28,951	15,406	10,529	3,016
2011年(平成23年)	16,222	12,650	536	3,036
2012年(平成24年)	18,482	14,469	1,506	2,507
2013年(平成25年)	17,215	14,171	199	2,845
2014年(平成26年)	15,464	12,550	208	2,706
2015年(平成27年)	17,817	15,103	102	2,612
2016年(平成28年)	16,992	14,469	214	2,309
2017年(平成29年)	16,922	14,371	160	2,391
2018年(平成30年)	17,243	15,123	171	1,949
計	771,643	549,461	148,420	73,762

※1 平成18年度までは特別展・企画展等は概ね常設展示室以外の会場で開催している。平成18年度途中から歴史民俗資料館主催の企画展は主に常設展示室内で開催している。

※2 「常設展示室」の利用者数には常設展示室内で開催した企画展等の入場者数を含む。

※3 「展覧会等」の利用者数は常設展示室以外の会場で開催した展覧会等の入場者数である。特別展・企画展、館外展示、大井川民俗資料保管庫一般公開等のほか、焼津市文化財愛護倶楽部（旧焼津市文化財保存協会。平成25年度を以て解散。）と共同開催の郷土資料展（平成24年度が開催が最終）の入場者数を含む。

(2) 講演会・体験学習等利用内訳

(単位：人)

年 度	講演会		公開講座等		体験教室等		史跡巡り等		クイズラリー		出張講座・ 講師派遣		映画会		計	
	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数
1985年(昭和60年)	1	120	26	567			3	300							30	987
1986年(昭和61年)	2	180	52	669			3	667							57	1,516
1987年(昭和62年)	3	340	36	670	1	50	5	109							45	1,169
1988年(昭和63年)	4	365	22	471	1	30									27	866
1989年(平成元年)	2	175	10	216	5	182							1	50	18	623
1990年(平成2年)	2	185	6	150	5	59	4	49					3	477	20	920
1991年(平成3年)	3	205	8	182	9	120	1	35					5	265	26	807
1992年(平成4年)	3	150	7	266	10	132	1	52					5	177	26	777
1993年(平成5年)	2	196	10	420	8	150	2	37					14	778	36	1,581
1994年(平成6年)	2	156	8	326	8	152	1	38					8	592	27	1,264
1995年(平成7年)	3	287	7	264	4	83							4	272	18	906
1996年(平成8年)	2	176	8	387	11	127	1	42							22	732
1997年(平成9年)	2	200	7	400	7	143	1	36							17	779
1998年(平成10年)	2	240	8	456	19	392	1	37							30	1,125
1999年(平成11年)	2	240	6	432	6	259	1	10							15	941
2000年(平成12年)	4	341	4	211	10	256									18	808
2001年(平成13年)	2	217	5	259	11	112	1	17							19	605
2002年(平成14年)	2	189	5	246	8	118	1	31	4	1,691					20	2,275
2003年(平成15年)	3	295	1	96	10	345	6	116	6	4,912					26	5,764
2004年(平成16年)	2	217	2	136	9	368	5	94	6	2,766			1	367	25	3,948
2005年(平成17年)	4	381	2	97	8	398	5	152	7	2,689			6	1,086	32	4,803
2006年(平成18年)	2	189	3	214	15	462	5	187	6	3,714			3	645	34	5,411
2007年(平成19年)	3	319	2	166	14	481	3	86	4	2,792			3	433	29	4,277
2008年(平成20年)	2	185	4	329	13	383	2	28	5	2,534					26	3,459
2009年(平成21年)	4	337	1	60	13	431	2	42	3	2,562			3	616	26	4,048
2010年(平成22年)	3	304	3	249	13	505			3	1,958					22	3,016
2011年(平成23年)	3	226	2	136	11	520	3	68	1	1,937	4	149			24	3,036
2012年(平成24年)	4	340			7	196	5	92	1	1,563	4	316			21	2,507
2013年(平成25年)	2	190	1	60	6	168	2	37	1	2,214	6	176			18	2,845
2014年(平成26年)	3	295	4	244	6	159	7	248	1	1,506	5	254			26	2,706
2015年(平成27年)	2	189	4	321	8	316	6	110	1	1,385	7	291			28	2,612
2016年(平成28年)	2	513	3	211	7	231	4	72	1	968	8	314			25	2,309
2017年(平成29年)	2	189	1	97	7	225	5	104	1	1,266	13	510			29	2,391
2018年(平成30年)	1	71	4	307	7	261	4	63	1	948	9	299			26	1,949
計	85	8,202	272	9,315	277	7,814	90	2,959	52	37,405	56	2,309	56	5,758	888	73,762

※クイズラリーは、平成23年度より通年開催。

(3) 特別展・企画展開催履歴

① 特別展開催履歴

(単位：人)

年度	名 称	期 間	入場者数
昭和 60 年	開館記念特別展 古代静岡考古遺宝展	昭和 61 年 3 月 2 日 ～ 3 月 30 日	1,294
昭和 61 年	開館 1 周年記念特別展 小泉八雲展	昭和 61 年 7 月 22 日 ～ 8 月 31 日	3,232
昭和 62 年	第 3 回特別展 大昔の漁	昭和 62 年 11 月 19 日 ～ 12 月 13 日	1,528
昭和 63 年	第 4 回特別展 日本農耕文化の黎明	昭和 63 年 8 月 30 日 ～ 10 月 10 日	2,253
平成 元年	第 5 回特別展 郷土の算学者 古谷道生	平成 元年 7 月 22 日 ～ 8 月 22 日	3,781
平成 2 年	第 6 回特別展 小泉八雲展	平成 2 年 9 月 24 日 ～ 10 月 3 日	1,624
平成 3 年	第 7 回特別展 維新前夜－益頭駿次郎と村松文三－	平成 3 年 7 月 20 日 ～ 8 月 28 日	1,399
平成 4 年	第 8 回特別展 漁業のあゆみ	平成 4 年 7 月 17 日 ～ 8 月 27 日	1,582
平成 5 年	第 9 回特別展 以心伝心－通信発達史－	平成 5 年 8 月 13 日 ～ 9 月 5 日	831
平成 6 年	第 10 回特別展 第五福龍丸－それは平和への願い－	平成 6 年 8 月 19 日 ～ 9 月 16 日	2,320
平成 7 年	第 11 回特別展 開館 10 周年、戦後 50 年平和祈念事業 －戦後 50 年の歩み－	平成 7 年 8 月 11 日 ～ 9 月 3 日	4,017
平成 8 年	第 12 回特別展 玉と鏡	平成 8 年 8 月 3 日 ～ 9 月 1 日	2,826
平成 9 年	小泉八雲来焼百周年記念特別展 八雲とやいづ	平成 9 年 8 月 1 日 ～ 8 月 15 日	1,774
平成 16 年	被災 50 年特別展 第五福龍丸－平和の願い－	平成 16 年 6 月 30 日 ～ 8 月 2 日	2,727
平成 17 年	開館 20 周年記念特別展 世界のカプトムシとクワガタムシ	平成 17 年 7 月 16 日 ～ 8 月 7 日	11,515
計			42,703

② 企画展等開催履歴 (年度は開始年度を表しています)

(単位：人)

年度	名 称	期 間	入場者数
平成 元年	第 1 回企画展 世界のおもちゃの船	平成 2 年 3 月 8 日 ～ 3 月 29 日	2,627
平成 3 年	第 2 回企画展 1970～79 OLDIES	平成 4 年 3 月 21 日 ～ 4 月 5 日	413
平成 5 年	第 3 回企画展 チョウとクワガタ	平成 5 年 7 月 21 日 ～ 8 月 8 日	4,193
	第 4 回企画展 弥生の木工技術－清水遺跡出土品展－	平成 6 年 3 月 18 日 ～ 4 月 9 日	1,051
平成 6 年	第 5 回企画展 昆虫展－カプトムシのなかまたち－	平成 6 年 4 月 23 日 ～ 5 月 8 日	3,136
	第 6 回企画展 昆虫展－かわった形のムシたちとセミ・トンボのなかま－	平成 6 年 7 月 22 日 ～ 8 月 14 日	8,108
平成 7 年	第 7 回企画展 開館 10 周年 郷土の至宝－ふるさと焼津の文化財－	平成 7 年 7 月 16 日 ～ 7 月 30 日	1,876
	第 8 回企画展 開館 10 周年 志太の自然展－なかよくしよう志太の自然－	平成 7 年 8 月 3 日 ～ 8 月 6 日	8,019
平成 8 年	第 9 回企画展 懐かしの映画娯楽－焼津の映画館の思い出－	平成 8 年 7 月 13 日 ～ 7 月 28 日	2,420
平成 9 年	第 10 回企画展 焼津の昔ばなし－語り伝えられたやいづの十六のおはなし－	平成 9 年 7 月 11 日 ～ 7 月 26 日	1,273
	春休み企画展 松本零士展(共催)	平成 10 年 3 月 19 日 ～ 3 月 22 日	1,814
平成 10 年	第 11 回企画展 くるまのおもちゃ	平成 10 年 7 月 25 日 ～ 8 月 16 日	4,400
	第 12 回企画展 たのしい鉄道展(共催)	平成 11 年 3 月 20 日 ～ 3 月 28 日	5,336
平成 11 年	第 13 回企画展 ぐらしを彩る魚たち	平成 11 年 7 月 23 日 ～ 8 月 18 日	2,742
	ルポ まぐろを追う 写真展(共催)	平成 12 年 3 月 18 日 ～ 3 月 26 日	1,506
平成 12 年	勢山社仏像彫刻展(後援)	平成 12 年 6 月 2 日 ～ 6 月 3 日	1,500
	第 14 回企画展 東益津の文化遺産－指定文化財と館蔵品－	平成 12 年 7 月 20 日 ～ 8 月 6 日	1,139
	第 15 回企画展 東海道相撲の旅(共催)	平成 13 年 3 月 17 日 ～ 3 月 25 日	731
平成 13 年	第 16 回企画展 絵で見る漁業のあゆみ－焼津漁業変遷絵図展－	平成 13 年 7 月 20 日 ～ 8 月 19 日	2,005
平成 14 年	第 17 回企画展 小川地区の文化遺産－小川城遺跡出土品展－	平成 14 年 7 月 20 日 ～ 8 月 18 日	1,205
平成 15 年	第 18 回企画展 収蔵資料展－六鵬・道外・雲亭・春水・惟安－	平成 15 年 7 月 19 日 ～ 8 月 10 日	1,166
	新春特別公開 香集寺(弘徳院)の絵馬と若宮八幡宮の棟札	平成 16 年 2 月 7 日 ～ 2 月 15 日	466
平成 16 年	秋季一般公開 勢岩寺弘法大師像	平成 16 年 10 月 15 日 ～ 11 月 28 日	1,426
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 香集寺・弘徳院の絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像	平成 17 年 3 月 12 日 ～ 3 月 21 日	426
平成 17 年	漁業変遷絵図展	平成 17 年 8 月 12 日 ～ 8 月 28 日	554
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺絵馬、弘徳院絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像)	平成 18 年 3 月 11 日 ～ 3 月 26 日	361

年度	名称	期間	入場者数
平成18年	第19回企画展 思い出の洋画ポスター	平成18年7月22日～8月13日	1,624
	企画展 浜通りと昭南通り(大正町)の今昔	平成19年2月27日～5月25日	2,967
平成19年	企画展 郷土の文化財	平成19年6月5日～8月5日	2,353
	企画展 郷土の算学者 古谷道生	平成19年8月10日～11月11日	4,072
	企画展 持塚彌吉―築港にささげたその生涯―	平成19年11月16日～5月25日	5,223
平成20年	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―1 明治・大正編―	平成20年5月30日～8月24日	3,731
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―2 昭和前期編―	平成20年8月29日～11月24日	4,121
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―3 昭和後期編―	平成20年11月28日～2月22日	2,562
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ―総集編―	平成21年2月27日 ～平成22年2月21日	12,310
平成21年	企画展 焼津市指定文化財展 1 寄託資料	平成22年2月26日～4月18日	1,947
平成22年	企画展 焼津市指定文化財展 2 大井川地区を中心に	平成22年4月23日～6月13日	1,923
	企画展 国の重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」写真展	平成22年6月18日～7月25日	1,587
	企画展 なつかしの学校展	平成22年7月30日～10月17日	6,331
	企画展 収蔵資料展 焼津ゆかりの書画家―六鵬・道外・雲亭・春水・惟安―	平成22年10月22日～2月13日	3,309
	企画展 焼津の漁業―伝統と技を探る―	平成23年2月23日～7月10日	4,898
平成23年	企画展 やいづの昔ばなし 第1部～動物・怪談・災害のお話～	平成23年7月15日～10月10日	4,450
	企画展 やいづの昔ばなし 第2部～信仰・仏像・鉄道のお話～	平成23年10月15日～2月5日	3,183
	企画展 収蔵資料展―資料が語る焼津の歴史―	平成24年2月10日～5月20日	3,636
平成24年	企画展 収蔵資料展―資料が語る焼津の歴史Ⅱ―	平成24年5月25日～9月30日	5,306
	企画展 焼津の鯉節～その歴史と技術～	平成24年10月5日～1月20日	4,127
	企画展 祭りで見る焼津の四季～収蔵資料を中心に～	平成25年1月25日～5月19日	5,206
平成25年	企画展 戦時下の人々の暮らし～焼津と戦争～	平成25年5月31日～9月29日	6,083
	企画展 史跡「井伊直孝産湯の井」市指定記念 焼津の文化財	平成25年10月4日～1月19日	3,732
	企画展 焼津と消防のあゆみ～火消組・消防組・消防団～	平成26年1月24日～5月25日	4,111
平成26年	被災60年企画展 第五福竜丸―2014年、平和への願い―	平成26年5月30日～9月28日	4,805
	重要伝統的建造物群保存地区選定記念企画展 花沢今昔ものがたり―現代(いま)に息づく歴史の町並―	平成26年10月3日～1月18日	3,745
	企画展 新収蔵資料展―弓道具・絵図の世界を中心に―	平成27年1月23日～5月24日	3,871
平成27年	企画展 焼津を駆けた家康公	平成27年6月5日～9月27日	7,216
	企画展 小川城―遺物からよみとく当時の暮らし―	平成27年10月2日～1月24日	4,186
	企画展 郷土(ふるさと)の文化財―寄託資料を中心に―	平成28年1月29日～5月29日	3,678
平成28年	企画展 きてみて焼津の浜通り―歴史と文化にふれてみよう!―	平成28年6月3日～9月25日	5,548
	企画展 よみがえる軽便鉄道～駿遠線の軌跡をたどる～	平成28年9月30日～1月29日	4,863
	企画展 平成29年収蔵資料展「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」―特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」	平成29年2月3日～5月21日	4,094
平成29年	企画展 高草山周辺の文化遺産	平成29年6月2日～10月1日	6,177
	企画展 焼津のお城拝見! 特別展示 「井伊家と焼津の深いつながり」 同時開催	平成29年10月6日～1月28日	4,232
	企画展 焼津市指定文化財展「寺社の宝物と祭り」	平成30年2月2日～5月27日	4,327
平成30年	企画展 明治焼津の幕明け―激動の時代を生きた人々―	平成30年6月1日～9月30日	5,120
	焼津市・大井川町合併10周年記念企画展 大井川地区の文化遺産―大井川最下流域に生まれた歴史と文化―	平成30年10月5日～1月27日	3,709
	企画展 なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具 (最終期間:令和元年5月19日)	平成31年2月1日～3月31日 (最終期間:令和元年5月19日)	4,358 (7,569)
計			228,641

6 資料館の資料の動向

1 資料の貸出し

No.	貸出先	貸出資料名	貸出期間
1	大旅籠柏屋歴史資料館	柱時計7点	5月22日～7月4日
2	身延町なかとみ現代工芸美術館	大日堂の吉祥天像、大日堂の不動明王	6月22日～11月8日
3	焼津市総務部総務課	第五福竜丸パネル5点	6月30日
4	創価学会	第五福竜丸パネル2点	7月13日～8月19日
5	藤枝市郷土博物館	算盤(古谷数学道場門弟名記載)、見題免許状	11月8日～1月31日
6	焼津市東部コミュニティ推進協議会	大日堂の吉祥天像、大日堂の不動明王	11月24日

2 資料の提供

No.	提供先	提供資料名	提供日
1	航空自衛隊静浜基地第11飛行教団	写真データ(昭和30年代の市内の風景19点)	4月25日
2	小泉八雲記念館	写真データ(明治期の市内風景6点、『懐かしの焼津』掲載)	5月1日
3	株式会社カガミ(テレビ朝日)	写真データ(ヤマトタケル石像)	5月28日
4	株式会社ユニフォトプレスインターナショナル	写真データ(舟形屋敷)	6月1日
5	株式会社ジャパンプロデュース	写真データ(昭和初期の焼津港付近の写真他4点)	6月23日
6	アステラスファーマテック株式会社焼津技術センター	写真データ(昭和30年代の焼津駅2点)	7月10日
7	公益財団法人米穀安定供給確保支援機構	写真データ(明治期の米の流通や食文化に関する古文書8点他)	9月18日
8	個人	写真データ(「飯塚平左衛門一代記」)	9月23日
9	前田印刷株式会社	写真データ(山の神祭り)	1月10日
10	有限会社エス・アイ・エム(円谷英二ミュージアム)	写真データ(第五福竜丸船体写真)	1月11日
11	焼津市立焼津図書館、静岡福祉大学	写真データ(第五福竜丸関係3点)	1月11日
12	前田印刷株式会社	写真データ(藤守の田遊び)	1月17日
13	株式会社静岡新聞社出版部(株式会社いちまる)	写真データ(昭和初期の漁業関係20点)	1月18日
14	一般財団法人静岡経済研究所	写真データ(持塚彌吉関係4点)	2月15日
15	中日新聞編集局教育報道部	写真データ(大日堂の吉祥天像)	2月23日
16	静岡市教育委員会(静岡市立登呂博物館)	写真データ(宮之腰遺跡焼失住居跡)	3月1日
17	(株)KADOKAWA	写真データ(藤守の田遊び4点)	3月9日

3 資料の閲覧

No.	閲覧者	閲覧資料名	閲覧日
1	個人	古文書複写	5月24日
2	創価学会	第五福竜丸関係写真パネル一式	6月6日
3	公益財団法人米穀安定供給確保支援機構	明治期の米の流通や食文化に関する古文書15点	6月20日
4	個人	古文書複写	8月30日
5	個人	古文書複写	9月29日
6	焼津観光案内人の会	猪之谷神社の六鈴鏡、箕沢古墳群の出土遺物一式、谷山古墳群出土遺物一式、花沢城攻撃の武田氏陣形図	2月5日

4 常設展示室の借用資料

No.	借用先	借用資料名	借用期間
1	福岡市埋蔵文化財センター	藤崎遺跡出土58号甕棺	平成30年4月1日～平成31年3月31日

5 企画展の借用資料

No.	借用先	借用資料名	企画展名・開催期間
1	海蔵寺	「一遍上人縁起絵」断簡 1点	企画展「焼津市指定文化財 寺社の宝物と祭り」 平成30年2月2日(金) ～5月27日(日)
2	焼津神社獅子木遣り保存会	獅子木遣り手古舞衣装 1点、獅子木遣り錫杖 1点	
3	成道寺	成道寺の百萬塔 1点	
4	盤石寺	掛川城主山内一豊の判物	
5	利右衛門自治会	円永坊の鰐口 1点	
6	猪之谷神社(寄託資料)	猪之谷神社の六鈴鏡 1点	
7	光心寺(寄託資料)	光心寺の麒麟の笙 1点、光心寺の筆簾 1点、光心寺の龍笛 1点	
8	勢岩寺(寄託資料)	木喰仏弘法大師像 1点	
9	個人蔵	「異船聞書」1点	
10	個人蔵	「飯塚兵左衛門一代記」巻四 1点	
11	静岡県立中央図書館	『万延元年遣米使節史料集成』第二巻 1点	
12	焼津図書館	『遣外使節日記纂輯』第三 1点	
13	七社神社	七社神社奉納宮函 1点	
14	七社神社	七社神社奉納垂錦 1点	
15	個人蔵	村松文三自筆書簡	
16	焼津東小学校蔵/当館寄託	村松文三作/村松春水書 七言絶句「男児立志出郷関…」1点	
17	焼津神社	「朝政御復古勤王謾筆」1点	
18	焼津市	「大崩八景」1点	焼津市・大井川町合併10周年記念企画展「大井川地区の文化遺産-大井川下流域に生まれた歴史と文化-」 平成30年10月5日(金) ～平成31年1月27日(日)
19	盤石寺	舟形屋敷絵図 1点	
20	成道寺	法月三郎兵衛の笈 1点、往来手形之事 1点	
21	大井八幡宮	鬼面 1点、男面 1点、鬼神面 1点、天狗面 2点、猿面 1点、振取面 1点、獅子面 1点	
22	藤守の田遊び保存会	間田楽衣装一式	
23	吉永八幡宮	吉永八幡宮大名行列絵図 4点、挟箱 1点、大鳥毛 1点	
24	利右衛門自治会	今川義元判持	
25	個人	大井川絵図	
26	個人	徳川家康肖像画 1点、茶爐 1点、水指 1点、葵紋付き重箱、葵紋付き茶碗	
27	個人	横山九郎右衛門の笈 1点、旅日記 1点、納経帳 1点、六十六部縁起之事 1点、編笠 1点、椀 4点	企画展「なつかしの焼津昭和×暮らし×道具」 平成31年2月1日(金) ～令和元年5月19日(日)
28	オノダ電気	白黒テレビ 1点、カラーテレビ 1点、電気掃除機 1点、電気冷蔵庫 1点、電子レンジ 1点	
29	大井川西小学校	金だらい 1点	
30	個人	魔法瓶 1点	
31	個人	テープレコーダ 1点	
32	個人	初期の家庭用パソコン 1点	
33	個人	ソフトボール用グローブとボール 一式	
34	個人	レコード 3点、コミック本 2点	
35	個人	「東京オリンピック記念硬貨」1点、「日本万国博覧会記念切手」1点	

6 受贈資料

No.	寄贈者	受贈資料名	受贈日
1	焼津市観光交流課	レコード(「焼津おどり・八雲小唄」)1点	4月3日
2	小川公民館	小川町歴町長写真、小川公園工事写真等 一式	4月18日

3	個人	小川實業銀行通帳等 一式	4月25日
4	個人	市内風景写真ボジ・ネガフィルム 一式	4月26日
5	個人	近現代文書(教科書等)、レコード他 一式	5月4日
6	焼津小泉八雲記念館	焼津観光絵葉書、焼津新聞等	5月15日
7	個人	大漁旗、漁具等 一式	7月5日
8	個人	置きごたつ 1点	7月22日
9	個人	吸入器 1点	7月25日
10	個人	戦時中の国債等 17点	7月31日
11	個人	黒電話 1点、カメラ 4点	8月7日
12	個人	民具(ローラー式洗濯機、ランドセル、薬箱等) 一式	8月18日
13	個人	大漁旗、漁具、民具等 一式	8月24日
14	個人	中根新田関係文書一式	9月15日
15	個人	昭和40年代焼津市内写真プリント、ネガ等 一式	9月15日
16	個人	六分儀等 3点	10月14日
17	個人	メンコ 2点	10月19日
18	焼津市立小川中学校	明治・大正期の新聞 37点	12月26日
19	個人	志太梨関係資料 一式	2月13日
20	成道寺	六十六部関連資料(笈等) 一式	2月19日
21	個人	大井川町土地宝典 1点	3月27日
22	個人	真空管ラジオ 1点	3月29日

7 受寄資料

No.	寄託者	寄託資料名	寄託期間
1	焼津市立 焼津東小学校	掛け軸 7点(高橋雲亭書 4点、村松春水書、惟安書、不明)、風鎮 2組	平成30年 4月1日～平成31年3月31日
2	焼津市立 焼津西小学校	掛け軸 5点(沖六鵬書、七才松三書、拓本正気歌、拓本歌碑、拓本楓橋夜泊)	平成30年 4月1日～平成31年3月31日
3	焼津第1自治会二区	軸(嘉永年間焼津地内絵図)、志太郡焼津町城之腰焼津地内図面、水路図面焼津町消防組、軸(志太郡焼津町焼津耕地整理組合地区確定図)、軸(静岡縣志太郡焼津町全畧図)、軸(大字鵜ヶ島、大字城之腰、大字北新田、大字焼津)	平成29年 4月1日～平成31年3月31日
4	熊野神社	大身槍 銘長吉作	平成29年 4月1日～平成31年3月31日
5	光心寺	麒麟の笙、箏篋、龍笛	平成29年 11月30日～平成31年3月31日
6	弘徳院	絵馬	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
7	香集寺	絵馬	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
8	若宮八幡宮	棟札	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
9	勢岩寺	弘法大師像	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
10	猪之谷神社	六鈴鏡	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
11	大日堂	不動明王像、吉祥天像	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
12	大井神社	棟札 5点	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
13	個人	久保山愛吉氏関係資料 1,094点(弔辞 113点、弔電 945点、手紙 36点)	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
14	個人	第五福龍丸関係資料フィルム 154コマ、その他フィルム 658コマ	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
15	個人	高崎古墳群出土遺物 18点	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
16	個人	漁方規定取極之事	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日
17	個人	波除絵図面、絵葉書(明治43年8月焼津町大洪水実況)	平成30年 4月1日～令和 2年3月31日

7 管理運営

1 機構と職員（平成 30 年度）

① 組織



② 歴史民俗資料館担当職員

職名	氏名
課長	杉本 弘行
参事兼歴史民俗資料館担当主幹	卷田 克彦
主査	柳原 聖子
主査	鈴木 源
主事	細田 和代

職名	氏名
嘱託学芸員	栗田 潤美
嘱託学芸員	松永 朋佳
嘱託学芸員	藁科 優生
嘱託学芸員	浅羽 克典
嘱託学芸員	太田 つかさ (12月～)
臨時職員	松永 廣行 他 13人

2 平成 30 年度決算

(1) 文化財保護費

① 歳入（※一般財源を除く。以下同じ）

事項	金額	摘要
国庫支出金	13,640,000 円	文化財保護事業費補助金、伝統的建造物群保存事業費補助金
県支出金	2,355,392 円	文化財保護事業費補助金、伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲事務交付金
計	15,995,392 円	

② 歳出

事項	金額	摘要
職員給与費	40,469,301 円	職員給与等
文化財保護審議会費	217,920 円	文化財保護審議会報酬等
文化財保護事務費	1,331,671 円	文化財保護活動事業費
花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費	26,530,777 円	伝統的建造物群保存地区保存審議会報酬、歴史的建造物修理事業補助、花沢地区防災計画策定事業費、地区内整備推進事業費
花沢地区ビジターセンター整備事業費	5,637,483 円	実施設計費
浜通り再生検討事業費	1,073,864 円	伝統的建造物の維持管理費等
文化財保護助成費	270,000 円	指定文化財補助金
国庫補助文化財保護事業費	2,000,000 円	出土遺物保存処理事業費
花沢城跡整備事業費	3,038,633 円	発掘調査費等
計	80,569,649 円	

(2) 歴史民俗資料館費

① 歳入

事 項	金 額	摘 要
諸収入	162,290 円	歴史民俗資料館雑入（自主事業材料費、刊行物売上等）
計	162,290 円	

② 歳出

事 項	金 額	摘 要
歴史民俗資料館事務費	9,257,252 円	臨時職員等賃金、資料燻蒸委託料、資料及び備品購入費等
歴史民俗資料館資料整理費	5,054,180 円	嘱託員賃金、消耗品費等
歴史民俗資料館自主事業費	1,173,604 円	企画展、講座・講演会、体験学習等開催経費
計	15,485,036 円	

3 施設・資料管理

(1) 歴史民俗資料館

① 歴史民俗資料館資料燻蒸

収蔵資料の保護を図るため、隔年で歴史民俗資料館内の全館燻蒸（収蔵庫及び展示室）を実施している。全館燻蒸を実施しない年は業者保有の燻蒸庫へ資料を運搬しての燻蒸を行う。

平成 30 年度は全館燻蒸を実施しない年にあたり、7 月 24 日に業者保有の燻蒸庫へ資料を搬入し、酸化プロピレンとアルゴンの混合ガス（文化財用殺虫殺菌燻蒸剤：商品名『アルプ』）を使用した 48 時間密閉燻蒸により資料の殺虫・殺卵・殺カビ処理を実施した。

(2) 大井川資料保管庫

① 大井川民俗資料保管庫殺虫処理

大井川民俗資料保管庫内の資料保護のため、殺虫処理を毎年実施している。

平成 30 年度は 12 月 7 日に空間噴霧薬剤「ブンガノン」を使用した 4 時間密閉施工を実施した。また、保管庫内への殺虫プレート設置及び交換を 6 月、9 月、12 月、3 月に行った。

資料

条例・規則等（平成 31 年 3 月 31 日現在）

① 焼津市歴史民俗資料館条例

（平成 20 年 10 月 7 日条例第 72 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、焼津市歴史民俗資料館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 郷土の歴史、民俗等に関する資料の展示等をし、もって市民の教育、学術及び文化の振興を図ることを目的として、焼津市歴史民俗資料館（以下「歴史民俗資料館」という。）を焼津市三ヶ名 1550 番地に設置する。

（事業）

第 3 条 歴史民俗資料館は、次に掲げる事業を行う。

（1） 歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び市民の利用に供し、並びにこれらの情報を提供すること。

（2） 歴史、民俗等に関する事業を企画し、及び実施すること。

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第 4 条 歴史民俗資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 5 条 歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

（1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）

（2） 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

（入館の制限）

第 6 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史民俗資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずるものとする。

（1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（3） 管理上支障があると認めるとき。

（4） その他入館が不相当と認めるとき。

（入館料）

第 7 条 歴史民俗資料館の入館料は、無料とする。ただし、特別展等において市長が特に必要と認めるときは、有料とすることができる。

（損害賠償の義務）

第 8 条 入館者は、歴史民俗資料館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、入館者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規

則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

② 焼津市歴史民俗資料館条例施行規則

（平成 20 年 10 月 7 日教育委員会規則第 7 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、焼津市歴史民俗資料館条例（平成 20 年焼津市条例第 72 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（館内利用）

第 2 条 焼津市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の所有する郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（第 4 条の規定により寄託された資料を含む。以下「資料館資料」という。）を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

（特別閲覧及び資料の館外貸出し）

第 3 条 資料館資料は、教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のためこれを利用しようとする者に対し、特別の閲覧に供し、又は貸出しをすることができる。

2 前項の規定により、特別の閲覧をしようとする場合又は貸出しを受けようとする場合は、焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）申込書（第 1 号様式）を、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

3 前項の規定により申込書の提出があったときは、委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、申込者に対し焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）承諾書（第 2 号様式）を交付する。

4 第 2 項の規定による申込みが、次条の規定により寄託された資料の模写、撮影若しくは転載をし、又はこれらを販売し、その他営利の目的に供しようとするものであるときは、当該資料の寄託者の承諾書を当該申込書に添付しなければならない。

5 資料館資料の貸出しは、その保管について安全が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

（寄贈及び寄託）

第 4 条 資料館に歴史的資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、焼津市歴史民俗資料館資料寄贈（寄託）申込書（第 3 号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは焼津市歴史民俗資料館資料受贈（受寄）書（第 4 号様式）を交付する。

3 前項の規定により寄託された資料は、資料館所蔵のものと同じ扱いとする。

4 寄託された資料が天災地変その他不可抗力による事故により損害を受けた場合は、委員会は、その責めを負わない。

（入館者の遵守事項）

第 5 条 資料館へ入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。

（2） 騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（3） 動物又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を

持ち込まないこと。

- (4) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、又は配布する行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 承認を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- (9) その他委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の前日に焼津市文化センター条例施行規則(昭和60年焼津市教育委員会規則第11号)の規定によりされた申込みその他の手続(資料館に係るものに限る。)は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

③ 焼津市文化財保護条例

(昭和52年7月16日条例第15号)

焼津市文化財保護条例(昭和31年焼津市条例第10号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅、都城跡その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋

りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

- (5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第4条 削除

第2章 焼津市指定有形文化財

(指定)

第5条 委員会は、市内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者(以下この章において「所有者」という。)に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財が法第27条第1項の規定により重要文化財の指定を受けたとき又は県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任)

第7条 所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)及び委員会の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 所有者は、特別の理由があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管

理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、当該管理責任者と連署のうえ、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
(所有者の変更等)

第8条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する指示)

第12条 委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があるときは、委員会は、当該所有者に対し、その修理について必要な指示をすることができる。

3 前2項の規定による指示に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、軽微な行為を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、許可に係る現状の変更若し

くは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第14条 所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指導及び助言をすることができる。

(公開)

第15条 委員会は、所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限つて委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 委員会は、所有者に対し、3月以内の期間を限つて当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 所有者及び委員会以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

4 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、第2項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

5 委員会は、第2項及び第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 第2項及び第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があつた場合には、前項の規定を準用する。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときはこの限りでない。

(調査)

第16条 委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 所有者が変更したときは、旧所有者は、指定書を添えて当該市指定有形文化財を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 焼津市指定無形文化財

(指定等)

第18条 委員会は、市内に存する無形文化財(法第71条

第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 第1項又は第2項の規定による指定又は認定は、前項の規定による告示のあつた日からその効力を生ずる。

5 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすることができる。

6 前項の規定による追加認定をするときは、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 市指定無形文化財が法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたとき又は県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前各項の規定による指定の解除又は認定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用するものとし、第1項及び第2項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に、第3項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体と認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

(保持者の氏名変更等)

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくは相続人又は保持団体の代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者)は、委員会に速やかに届け出なければならない。

(1) 保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。

(2) 保持者がその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。

(3) 保持者が死亡したとき。

(4) 保持団体が名称又は事務所の所在を変更したとき。

(5) 保持団体が代表者を変更したとき。

(6) 保持団体が構成員に異動を生じ、又は解散したとき。

(保存)

第21条 委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、市指定無形文化財の保存に関し、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(公開)

第22条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財(市指定無形文化財であつたものを含む。以下この条において同じ。)の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第15条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 委員会は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(保存に対する指導助言)

第23条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第4章 焼津市指定民俗文化財

(指定)

第24条 委員会は、市内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(指定の解除)

第25条 委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財に指定されたとき又は県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財若しくは静岡県指定無形民俗文化財に指定されたときは、当該市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示してしなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用)

第27条 第7条から第12条まで及び第15条から第17条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に関し、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第28条の2 委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第22条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する指導助言)

第28条の3 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(無形民俗文化財の記録作成等)

第29条 委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 委員会は、保存に当たることを適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合は、第11条第2項の規定を準用する。

第5章 焼津市指定史跡名勝天然記念物
(指定)

第30条 委員会は、市内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、委員会は同条第3項の規定による通知に代えてその通知すべき事項を市の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。

(解除)

第31条 委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたとき又は県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第6条第2項の規定を、前項の場合には第6条第4項の規定を準用する。この場合において通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、前条第2項後段の規定を準用する。

(標識の設置)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第35条で準用する第7条の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、委員会規則で定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更をする場合にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為をする場合にあつては影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第13条第3項の規定による許

可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

第35条 第7条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 焼津市選定保存技術
(選定等)

第36条 委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを、焼津市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(当該保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第18条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第37条 委員会は、市選定保存技術についての保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第19条第5項の規定を準用する。

4 市選定保存技術が法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたとき又は県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術として選定されたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第19条第5項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市選定保存技術に関する準用規定)

第38条 第20条、第21条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章 焼津市伝統的建造物群保存地区
(決定)

第39条 委員会は、市内に存する伝統的建造物群のうち、市にとって重要なものを焼津市伝統的建造物群保存地区(以下「市伝統的建造物群保存地区」という。)に決

定することができる。

2 前項に規定する市伝統的建造物群保存地区について必要な事項は、別の条例で定める。

第8章 焼津市文化財保護審議会
(文化財保護審議会)

第40条 委員会に焼津市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応じ、次の事項並びに文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を委員会に答申し、又は建議するものとする。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除並びに無形民俗文化財の選択
- (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
- (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- (8) その他文化財の保存及び活用に関する重要事項

3 審議会は、委員10人以内で構成する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから委員会が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織運営等に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第9章 補則

(委任)

第41条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の焼津市文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第3条の規定により任命された焼津市文化財保護審議会委員である者は、この条例による改正後の焼津市文化財保護条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期については、なお従前の例による。

3 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、山の神祭については新条例第24条第2項の規定により指定された市指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は新条例第24条第2項において準用する新条例第5条第6項の規定により交付された市指定無形民俗文化財の指定書とみなす。

4 この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、公孫樹、ナギの木、ホ

ルトの木、シナノガキ、マツ、マツ（臥竜の松）、平戸ツツジ、リュウキユウツツジについては、新条例第30条第1項の規定により指定された市指定天然記念物とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は、新条例第30条第2項において準用する新条例第5条第4項の規定により通知された市指定天然記念物の通知書とみなす。

5 前2項に規定した以外の旧条例の規定に基づく市指定文化財は、新条例第5条第1項の規定により指定された市指定有形文化財とみなす。この場合において旧条例による指定書は、新条例第5条第6項の規定により交付された市指定有形文化財の指定書とみなす。

（大井川町の編入に伴う経過措置）

6 大井川町の編入の日前に大井川町文化財保護条例（昭和52年大井川町条例第9号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成15年3月31日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月7日条例第74号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

④ 焼津市文化財保護条例施行規則

（昭和52年7月16日教育委員会規則第4号）

焼津市文化財保護条例施行規則（昭和31年焼津市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、焼津市文化財保護条例（昭和52年焼津市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 削除

第2条から第4条まで 削除

第3章 焼津市指定有形文化財

（指定申請書及び同意書）

第5条 条例第5条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定有形文化財指定申請書（第1号様式）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

2 条例第5条第2項の規定による同意は、指定等同意書（第2号様式）によるものとする。

（指定書）

第6条 条例第5条第5項の規定による指定書は、指定書（第3号様式）によるものとする。

（指定書の再交付申請）

第7条 指定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書（第4号様式）に、事実を証するに足る文書又は損傷した指定書を添えて、速やかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

（管理責任者選任等の届出）

第8条 条例第7条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、市指定文化財管理責任者選任（解任）届（第5号様式）によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第9条 条例第8条第1項及び第2項の規定による所有者等の変更の届出、条例第9条の規定による滅失、損傷等の届出並びに条例第10条の規定による所在の変更の届出は、市指定文化財所有者等変更届（第6号様式）に

よるものとする。

第10条 削除

（現状変更の許可申請等）

第11条 条例第13条第1項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者及び条例第14条第1項の規定による修理の届出をしようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）（第7号様式）を変更等しようとする日の20日前までに委員会に提出するものとする。

2 前項の規定により現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

（維持の措置の範囲）

第12条 条例第13条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）焼津市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状（指定後、許可を受けて現状変更等をした場合にあっては、当該現状変更等終了時における原状）に復するとき。

（2）市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

第4章 焼津市指定無形文化財

（指定申請書及び同意書）

第13条 条例第18条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書（第8号様式）を委員会に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する者が保持者又は保持団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

（認定書の交付）

第14条 条例第18条第3項の規定による通知は、認定書（第9号様式）によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に、事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第15条 条例第20条の規定による保持者の氏名変更等の届出は、保持者氏名変更等届（第10号様式）によるものとする。

第16条 削除

第5章 焼津市指定民俗文化財

（市指定有形民俗文化財に関する準用規定）

第17条 第3章（第11条及び第12条を除く。）の規定は、焼津市指定有形民俗文化財に準用する。

（現状変更等の届出）

第18条 条例第26条の規定による現状変更等の届出は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）によるものとする。

（市指定無形民俗文化財指定申請書）

第19条 条例第24条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形民俗文化財指定申請書（第10号様式の2）を委員会に提出するものとする。

第20条及び第21条 削除

第6章 焼津市指定史跡名勝天然記念物

（市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定）

第22条 第3章の規定は、この章に特別の定めがある場

合を除き、焼津市指定史跡名勝天然記念物に準用する。
(指定通知)

第 23 条 条例第 30 条第 2 項で準用する条例第 5 条第 3 項の規定による通知は、指定通知書（第 11 号様式）によるものとする。

(標識及び説明板)

第 24 条 条例第 32 条の規定により設置すべき標識及び説明板には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物の別及び名称
- (2) 指定の年月日
- (3) 説明事項
- (4) 保存上注意すべき事項
- (5) その他参考事項

(境界標)

第 25 条 条例第 32 条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格はおよそ 13 センチメートルの角柱で、地表からの高さは 30 センチメートルを基準とする。

2 前項の境界標は、指定に係る地域の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。

3 第 1 項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- (2) 側面 史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界のうち、該当の文字及び焼津市教育委員会の文字

(標識等設置に関する報告)

第 26 条 条例第 32 条の規定により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨及び当該工事の着手並びに完了の予定時期を委員会に報告するものとする。

(土地所在等の異動の届出)

第 27 条 条例第 33 条の規定による土地所在等の異動の届出は、市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届（第 12 号様式）によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第 28 条 条例第 34 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）を変更しようとする日の 20 日前までに委員会に提出するものとする。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の規定により許可を受けた者に準用する。

(維持の措置の範囲)

第 29 条 条例第 34 条第 2 項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。
- (3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が、明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第 7 章 焼津市選定保存技術

(選定申請書及び同意書)

第 30 条 条例第 36 条第 1 項の規定による選定を受けようとする者は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書を委員会に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する者が、保持者又は保存団体以外のものである場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第 31 条 条例第 36 条第 4 項で準用する条例第 18 条第 3 項の規定による通知は、認定書によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第 32 条 条例第 38 条で準用する条例第 20 条の規定により届け出なければならない場合には、第 15 条の規定を準用する。

第 33 条 削除

第 8 章 焼津市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第 34 条 焼津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 35 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務等)

第 36 条 審議会の庶務は、委員会の定める機関において処理する。

2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

第 9 章 雑則

(台帳等)

第 37 条 委員会は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

(1) 市指定文化財台帳（第 13 号様式） 永年

(2) 文化財等の指定又は選定並びにその異動及び解除に関する書類 永年

(3) その他必要な公文書 5 年

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規定に基づいて委員会においてなされた指定等の手続きは、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日教委規則第 2 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 23 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 22 日教委規則第 14 号）

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

⑤ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例

(平成 25 年 3 月 27 日条例第 8 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 1 項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号の伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第 142 条の伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存計画)

第 3 条 焼津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保存地区を決定したときは、焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 伝統的建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第 4 条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却
ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの新築、増築、改築、移転又は除却
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われ

る木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 静岡県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)

(イ) 用排水施設又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が 3 メートルを超える林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

3 市長及び教育委員会は、第 1 項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付すことができる。

(許可の基準)

第 5 条 市長及び教育委員会は、前条第 1 項に掲げる行為で次に掲げる基準(市長にあっては、第 8 号に定める基準)に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第 4 号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第 1 項第 3 号から第 5 号までの行為については、それらの行為後の地貌(ぼう)その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保

存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可又は前条に規定する協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為

(3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

(6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業

(7) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(第3号に掲げるものを除く。)

(8) 道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為

(9) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

(10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(12) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(13) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(許可の取消し等)

第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、

建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者

2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。(損失の補償)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第10条 市長は、保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第11条 教育委員会に審議会を置く。

2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。

3 審議会の委員の定数は15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、平成25年10月1日から施行する。

⑥ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(平成 25 年 3 月 21 日教育委員会規則第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 25 年焼津市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書（第 1 号様式）を市長及び教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 現状変更箇所の位置図及び配置図
- (2) 現状変更行為に係る設計図書（縮尺 100 分の 1 以上のもの）及び仕様書
- (3) 現状変更箇所の現況写真
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長及び教育委員会が必要と認める書類

(現状変更行為の許可の決定)

第 3 条 市長及び教育委員会は、前条第 1 項の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可（不許可）決定通知書（第 2 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(許可標識の設置)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可標識（第 3 号様式）を設置しなければならない。

(現状変更行為の完了届出等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了（中止）届出書（第 4 号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更行為の協議又は通知)

第 6 条 条例第 6 条の規定により市長及び教育委員会に協議し、又は条例第 7 条の規定により市長及び教育委員会に通知しようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議（通知）書（第 5 号様式）に第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(伝統的建造物群保存地区保存審議会の会長及び副会長)

第 7 条 条例第 11 条第 1 項の審議会上に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の補欠の委員の任期)

第 8 条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を

開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第 10 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条から第 6 条までの規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

⑦ 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則（抜粋）

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 221 号）の規定により、焼津市教育委員会（以下「委員会」という。）の内部組織、事務の委任、職の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第 2 条 委員会の事務局（以下「事務局」という。）に次の課（これに準ずる組織を含む。以下同じ。）を置く。

文化財課

2 課にそれぞれ次の表の右欄に掲げる担当（所管の事務を専門的かつ機能的に分担処理するための事務の分類としての名称をいう。以下同じ。）を置く。

文化財課	歴史民俗資料館担当 小泉八雲記念館担当
------	------------------------

(分掌事務)

第 3 条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化財課

- (1) 文化財の保護及び顕彰に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査及び研究並びに資料の整理及び保管に関すること。
- (4) 焼津市歴史民俗資料館の管理及び運営に関すること。
- (5) 市史に関すること。
- (6) 市史の資料に関すること。
- (7) 伝統的建造物群保存地区の保存に関すること。
- (8) 小泉八雲の業績の顕彰及び伝承に関すること。
- (9) 小泉八雲に関する講演会、研究会、各種講座等の開催に関すること。
- (10) 焼津小泉八雲記念館の管理及び運営に関すること。
- (11) 課内の庶務に関すること。

(教育機関等の所管)

第5条の2

3 次の表の左欄に掲げる公の施設は、それぞれ同表の右欄に定める課の所管とする。

歴史民俗資料館 焼津小泉八雲記念館	文化財課
----------------------	------

(教育長への委任)

第6条 委員会は、法第25条第2項各号に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(7) 社会教育委員、焼津市公民館運営審議会委員、焼津市図書館協議会委員、焼津市文化財保護審議会委員及び焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員並びに焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員を委嘱すること。

(事務局長等の専決)

第11条 教育長は、別に定めるところにより事務局長、課長、係長又は学校その他の教育機関の長にその権限に属する事務の一部を専決させることができる。

附 則 (平成30年3月28日教委規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

⑧ 焼津市教育委員会処務規程 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めのあるものを除くほか、焼津市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)及び焼津市立学校その他の教育機関(以下「教育機関」という。)の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(課長等専決)

第3条 課長及び教育機関(小学校、中学校及び幼稚園を除く。)の長が専決できる事項は、次のとおりとする。

7 歴史民俗資料館長専決事項

- (1) 焼津市歴史民俗資料館資料の収集、整理及び保存
- (2) 研修会、講習会その他文化財に関する事業の企画立案及び事業計画に基づく実施
- (3) 焼津市文化財保護審議会の庶務
- (4) 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会の庶務

附 則 (平成30年3月28日教委訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。

⑨ 教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年焼津市条例第2号)及び焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年焼津市規則第18号。以下「規則」という。)の規定に基づき、同条例及び規則に定めるもののほか教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (5) 文化センター等職員 歴史民俗資料館、小泉八雲記念館並びに焼津図書館及び大井川図書館に勤務する常勤の職員をいう。

(勤務時間の割振り及び休憩時間)

第3条 通常勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間等は、市長事務局に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程(平成7年焼津市訓令甲第4号)に定める通常勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の例による。

2 特例勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、職員の区分に応じ、別表第1のとおりとする。この場合において、所属長(焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則(昭和36年焼津市教育委員会規則第3号)第8条の課長及びこれに相当する職をいう。以下同じ。)が勤務時間の割振りを定めるときは、規則第2条に規定する基準によりこれを定めなければならない。

(週休日)

第4条 特例勤務職員の週休日は、職員の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

2 前条第2項後段の規定は、前項の場合において準用する。

附 則 (平成30年3月28日教委訓令甲第3号)

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	勤務時間の割振り		休憩時間
文化センター等職員	週休日を除き、歴史民俗資料館及び小泉八雲記念館の職員にあつては、日勤Aとし、・・・(略)・・・所属長が各勤務の組合せにより職員ごとに定める。		
	日勤A	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

別表第2 (第4条関係)

職員の区分	週休日
文化センター等職員	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日。以下同じ。)及び4週間につき4の勤務日に相当する日

焼津市歴史民俗資料館年報33

— 平成 30 年度 —

発行日 令和元年 8 月 31 日
発行 焼津市歴史民俗資料館
郵便番号 425-0071
所在地 静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地
電話番号 (054) 629-6847
F A X (054) 629-6848